

令和3年度第1回浦安市自立支援協議会 議事録

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和3年8月19日(木) 14:00~16:00

2. 開催方法 オンライン

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)

千葉商科大学、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、社会福祉法人敬心福祉会

社会福祉法人サンワーク、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人佑啓会

NPO法人千楽chi-raku、NPO法人ワーカーズコープ、株式会社徳正、株式会社オリエンタルランド

浦安市社会福祉協議会、千葉県立市川特別支援学校、福祉部、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

(1) 令和3年度・4年度自立支援協議会について

(2) 浦安市地域生活支援拠点の実績について

(3) 基幹相談支援センター令和2年度事業報告について

(4) その他

5. 資料

議題(1)資料1 令和3年度・4年度浦安市自立支援協議会の組織と運用

議題(1)資料2 浦安市の課題と解決に向けて

議題(2)資料 令和2年度地域生活支援拠点事業実績

議題(3)資料 令和2年度 浦安市基幹相談支援センター運営事業 事業報告

6. 議事

事務局：ただいまより、浦安市自立支援協議会を開催します。

議事に入る前に、会議の進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくくださるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方よりお知らせください。

今回から皆様、Zoomでご参加ですので、ご発言の際には、カメラに向かって挙手又は、画面下のチャット機能で「発言あり」とご入力いただき、発言をする旨をお知らせください。会長の「〇〇委員お願いします」の発言のあとに団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いします。委員の方や事務局に発言を求める場合は、「〇〇委員にお聞きします。」、「事務局にお聞きします」など、発言を求める相手方をお伝えください。なお、発言者以外の方は、原則、マイクをミュートにしてください。

次に、改めて会長、副会長、各部会のリーダー、サブリーダーをご紹介します。会長は和洋女子大学です。副会長は本日ご欠席ですが社会福祉法人なゆたです。次に、各部会のリーダー、サブリーダーの紹介です。地域生活支援部会、リーダーは社会福祉法人佑啓会です。サブリーダーは社会福祉法人敬心福祉会です。権利擁護部会、リーダーは社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともです。サブリーダーは社会福祉協議会です。就労支援部会、リーダーはNPO法人ワーカーズコープです。サブリーダーは株式会社徳正です。こども部会、リーダーは教育研究センターです。サブリーダーはこども発達センターです。また、本人部会は、現在、委員の公募中ですので、今後決定していきます。それでは、会長からひと言ご挨拶いただき、今後の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会長：改めまして、よろしくをお願いします。市長からのお話にもあったように、昨年度は多機能拠点という形で建物ができました。今後は面的整備に向けて、浦安市の障がい福祉全体を形作っていく年に入ってくるのかなと感じております。どうぞよろしくをお願いします。それでは本日の議事に入りたいと思います。

本日の議題は4件ございます。まずは議題1 令和3年度・4年度自立支援協議会について、事務局より説明をお願いします。

事務局：令和3年度・4年度自立支援協議会の組織についてです。資料の順番が前後しますが、お手元の議題1 資料2 浦安市の課題と解決に向けてという資料、画面にも写しておりますが、こちらをご覧くださいと思います。

この資料では、浦安市の課題と解決に向けてということ、浦安市の現状と今後どういうことが課題として、会議の中で出てきたかということをお話しさせていただきたいと思います。令和3年3月に浦安

市障がい者福祉計画を策定しました。本市の課題としては、資料の中にもありますとおり、人口の少子高齢化ですとか障がい、介護、子育て、就労、孤立などの課題が世帯の中で複合複雑化していく中で、支援する方の担い手不足ですとか、そういったところが顕著になってきているというのが全国的な課題でもあるし浦安市として課題として考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大もありまして、市の財政状況は極めて厳しい状況となっています。今後、今までと同じような形でサービス施策を続けるというよりは、最少の経費で最大の効果を上げていくように、事業の見直し、創意工夫、市民サービスの向上を図っていく必要があるという状況になっています。このような状況の中、世帯での問題が複雑化・複合化していく中で法律改正がありまして、社会福祉法の一部改正ということで、地域における包括的相談支援体制の強化、アウトリーチによるひきこもり対応の強化や住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援など、重層的な支援体制の整備に向けて取り組む必要があると変わってきています。これらの課題、家族の多問題化、また核家族化、触法障がい者、いわゆる罪を犯す障がいのある方の問題、色々な各種課題に対し、縦割りを超えた行政のチーム作り、自立支援協議会や昨年度から稼働している地域生活支援拠点を活用しながら、このような課題に向けて取り組む必要があるというふうに考えています。

簡単にお話しさせていただきましたが、これらの課題解決をしていくために、自立支援協議会と部会では目的・課題等について、現在市の課題として考えられている特定のテーマの解決を目的に、現状よりも具体的な課題の提示をし、検討することで考えています。

お手元の資料2ページ目をお開きください。令和3年度・4年度自立支援協議会の改正点についてということです。この自立支援協議会は本会と5つの部会に分かれております、

自立支援協議会の本会は、現在の課題に加えて「障がい者福祉計画の進捗管理」、昨年度から始まった「地域生活支援拠点の運用」について報告を受け、評価と検証を行っていきたいと考えております。

次に地域生活支援部会です。地域生活支援部会は二つの部会に分割しまして、就労関係に特化した就労支援部会を新たに設置し、地域生活支援部会では、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」を課題として、その中のまずはシステム構築のために、障がいのある方も含めた利用ニーズに応じた住まいの場を特に重点的に協議していきたいと考えています。また課題の中で「災害弱者支援体制の充実について」を追加して、災害時の支援体制について地域の皆さんと協議していきたいと考えております。

次に権利擁護部会です。権利擁護部会は、現在、全国的に課題となっている、「8050問題等の事例も含めて、包括的重層的な相談支援体制について課題整理と対応」、「障がい者等の権利擁護に等に係る事項について」を検討していきたいと思います。8050問題というが、どういうところから起こっているか、事例を検証しながら地域実態を踏まえて対応の方を検討していきたいと考えています。

次に就労支援部会です。就労支援部会は地域生活支援部会から分割しまして、新たに設置したいと考えています。就労支援部会では障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行うことを目的にしまして、主な目的に「重度障がいのある方の就労について」もしくは、「障

がい者の就労の場の拡大について」を課題としていきたいと考えております。関係のあるみなさん一同に集まりまして、課題の整理ですとか、今後これらの課題を解決していくためにフォローしていくべき話や仕組みなどについて議論していきたいと考えています。

次に子ども部会です。子ども部会では「教育と福祉の連携について」ということで、主にサポートファイルのあり方ですとか活用策について検討しながらどのように連携していけばいいかというところを話していきたいと考えています。また、「発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について」で、従来支援の対象とされてきた発達障がい児に加え、不登校ですとか若い頃からの引きこもり、発達障がいの児童の事例、そのような方の支援が難しい場合に、何年も何年も経つと8050問題につながり、引きこもりの中から次の課題などが出てくるという現状などもある場合がありますので、地域の中で話していきながら、課題等洗っていき、解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。児童は18歳までということが年齢としてありますので、大人への移行期の課題を洗い出して、必要に応じて就労支援部会や地域生活支援部会と連携をはかり、課題を他の部会に提案していきたいと思っています。

次に相談支援部会の廃止です。相談支援部会は基幹相談支援センターが実施する実務者会議に機能を移しまして、基幹相談支援センターで相談支援機関が把握した、地域課題の整理を行いながら必要に応じて共有及び協議会や部会に報告を行っていくということとしたいと思います。

その他改正点ですが、各部会は独自にアンケート調査やヒアリング等も実施しながら、部会でまとめた話を協議会本会に根拠をもって報告できるような体制を目指していきたいと考えています。基幹相談支援センター、多機能拠点の事業者、市の委託事業者とは、必要に応じて部会に参画してもらい、課題把握しながら事業の実施していただきたいと思います。その他、各部会のリーダー・サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点の事業所は協議会前に会長・副会長に、各部会の課題などの論点整理や協議を行いながら機動的に会議の方を進めていきたいと考えております。

3ページ目以降は、昨年までの協議会の主な課題・目的等の対比表になっています。こちらは先ほど申し上げたものと重複しますので、ご確認いただければと思います。

5ページ目からは参考資料として、今後の市の人口の推計、障がいのある方の推移というのを市の総合計画、障がい者福祉計画から抜粋したものを掲載しています。人口の推移は年々微増ですが、一方世帯人員については一世帯あたりの人口が減ってきているため、家庭内での支援力・介護力の低下というところが危惧されるといった推移となっております。

将来的な人口の見通しですが、令和11年をピークとして、緩やかに減っていく人口推計を基に計画を作っています。

障害者手帳所持者のこれまでの推移ですが、年々高齢化の進展に伴い、身体障害者手帳の方が年々増えていく。療育手帳の所持者数も少しずつ増えているというところなんです。同じく精神障害者保健福祉手帳の所持者も精神障害の認知度が上がってきているということもありまして、年々増えてきているという状況です。事前に配布した資料、この辺り、8ページ目の所が切れてしまっているかもしれませんので、後ほど差し替えの資料を送らせていただきます。

障害者手帳所持者等の今後の推計については身体障害者手帳の所持者が年々増えていくということで、予想になっております。

財政収支の見通しです。これはコロナ禍前の見通しでも、今後この見通しよりも悪くなっていくだろうという状況です。令和2年度と令和6年度では4300万円のマイナス、令和11年度で36億円のマイナスが見込まれています。今後の財政収支の見込みとしては厳しい状況にあると認識しています。

続きまして「議題1資料1令和3年度・4年度浦安市自立支援協議会の組織と運用」です。先ほど申し上げましたように自立支援協議会は本会の他に5つの専門的な部会を置いております。部会の目的と主な議題については、ご覧の通りです。改正点については先ほど申し上げたとおりとなっております。その他に合同部会ということで、年に1回地域課題に対応するため、合同部会を開催したいと考えております。合同部会は地域課題等に関する研修会、講演会等形式で実施し見識を深めていきたいと思っております。

開催回数です。協議会については年4回から5回、5回のうち1回については特定のテーマを設定の上、必要に応じて開催するとしています。次に部会は年3回となっております。本人部会は年2回です。合同部会は年1回の開催です。欄外に記載の課題を機動的に対応するためにプロジェクト会議ということで、リーダー・サブリーダーが必要に応じて会議を行うことができます。

次に自立支援教育会と各部会の連携体制についてです。協議会の方では部会で意見収集すべき事項を確認して、各部会に協議の依頼を行います。また、各部会からどういう意見があったか、どういう課題を持って解決に向かっていくか、報告を受けて、協議会の方で話し、また部会にフィードバックするという形で循環するように考えています。部会は協議会の依頼を受けて協議を行うほか、調査結果分析報告提案を行います。議題ごとに協議会に報告提案すべき事項かを、1件1件確認していただき、報告を行う形で行っていききたいと考えています。地域課題の解決に向けて、浦安市委託事業者等が一致団結し課題解決に向けて実施するというようなことを考えております。よろしくお願ひします。

次に報酬等になります。協議会は1回あたり会長9,500円、委員9,000円ということでこれは浦安市の非常勤特別職の基準によります。部会は1回あたり委員の方に報償費5,000円ということになっております。ただし書き以下はご確認ください。ご注意ください。代理出席です。協議会本会は代理の方は出席できません。部会は事前に事務局に申請することにより委員の方が所属する法人・団体等の会員又は職員が代理人として出席することができます。最後に会議と議事録の公開ですが、協議会は会議録の全文公開を原則と考えています。個人情報等に関する事項を審議する場合は一部公開しないことといたします。部会は議事要旨のみ公開という形になっています。最後に事務局は浦安市福祉部障がい事業課を中心に、障がい福祉課と共同で行っていききたいと思っております。

長くなりましたが私からの説明は以上となります。

会長：ありがとうございました。ちょっと長めの説明でしたので、私からも補足を含めて振り返っておきたいと思っております。資料1の2を出してもらえますか。最初に見せて頂いたものの方ですね。

皆さん、8050については既に認識をされていると思うのですが、ある人から8020じゃないのか。80歳になっても20本の歯を残しましょう、みたいな。それはそれで大事ですが、ここで言う8050というのは、

80代の親に50代の障がい者がいて、誰にも迷惑をかけたらいけないということで親がずっと抱え込み、こどもはずっと家に引きこもっていて問題の所在がわからないという状況が、親が介護になって初めて潜在化していたものが顕在化してくるといった問題です。これについて、割と80代の親は財産を持っている。だからこそ、引き込める、引き込むことができるという特徴があったりします。そういった中で考えてみると、浦安ではこれからそういった問題がどんどん顕在化してくる可能性があるのではないかと。現に基幹相談支援センター等にはそういった相談をお寄せいただいている、特に課題にすべきじゃないかと思っております。議事録にする関係で8050の説明をさせていただきました。

あと部会の位置づけですが、今年アンケートとかもやってくださいということも書いてありました。これについては8050だったり医療的ケアだったり行動障がいだったり、問題となるような事例というのは関わった事例は分かるのですが、浦安全体でそういった人はどのくらいいるのだろうか、その人たちはどういった社会資源を使っているのだろうか、使えなくて困っているのだろうかということを調査しないと分からないわけですね。アンケートというのもGoogleフォームとかで安価に手軽に出来たりもします。是非、部会のリーダー・サブリーダーにおかれましては、そういったITも駆使して、全体像を把握していただき、協議会に持ち上げていただかないと、一例二例でこういった人がいましたと言われても、どうしようと言ったことになってしまいます。なので、協議会では、ここにも書いてあるように根拠を持った報告というのを期待しています。

私からの補足は以上ですが、皆さんの方でご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委託事業者のみなさんからも、補足などがありましたらお願いします。

千葉商科大学：質問よろしいでしょうか。

会長：はい、千葉商科大学どうぞ。

千葉商科大学：1点、事務局への質問ということで、資料2ページ、自立支援協議会の改正点の②についてです。地域生活支援部会が二つに分割したというところ、大変大事なところだと思います。今年度、展開を期待したいところです。その中で精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築。これも国全体の施策を含めて非常に大事なところ、ポイントを突いているなと思いますが、昨年度から特に精神障がい者に対しての地域での生活サポートにおいて、浦安市においては医療サポートがネックになっているということが昨年度から大変重要な課題としてあったと思います。今、コロナ禍において、コロナ感染もしくはコロナ感染の疑いのある精神障がい者の方に対してのサポートのあり方、これが日本全体でも大変重要な問題になっていますし、今後、地域生活支援部会で議論していく中で、リアルにコロナ禍における精神障がい者の方のサポートを考えた時に医療とのつながりを持っておかないと、大変苦しいとか先に進まないと思っています。ということで質問ですが、昨年度から医療とのつながりがネックだった浦安市において、せつかく部会が二つに分かれるという中で、課題だった医療のつながりの中で新たな展開もしくは予定、こういう医療もしくは市外の病院と繋げていくみたいなことがありましたらお知らせいただきたいと思っています。

会長：ありがとうございます。

精神障がいに関する医療とのつながりについて、浦安市としてどういう方策が考えられるのかということだと思えます。

事務局：今年度から新たに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一つの柱として進めていくということですが、具体的にはまだ去年から比べて新しい施策が増えたということではありません。

今回地域生活支援部会の中で医療関係者、タムス浦安病院にもご参加いただき、また浦安市も含めた市川浦安圏域において精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということは会議で行っていますが、そちらの事務局を行っているソーシャルサポートセンターにも入っていただきながら、話をしていきたいと思えます。コロナの関係で精神障がいのある方が自宅で生活していくというこの施策としては、昨年度、市内の民間のスーパーと協定を結びまして日用生活品を宅配するといったような事業を浦安市独自で行っておりました。また、今後医療とのつながりということでネックになっているということがございますので、その辺りを今後考えていきたいと思っております。以上です。

会長：ありがとうございます。社会福祉法人サンワークの方でありますか。

社会福祉法人サンワーク：地域生活支援部会の所属ではないのですが、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、圏域ごとに進んでいますが、浦安市としてどう考えていくかということが今後必要になってくると思えます。浦安市の精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築というところにはなってくるので、そこは是非この部会の中で何かしら、課題や方向性を見出していただけるといいなと思えます。

あと医療に関してですが、タムス浦安病院は訪問医療を行ってくれるという所の利点はあるのですが、精神科の病院ではないというのが一つ問題かなというところ。浦安市内に精神科の病床がないという現状が、今も昔も変わらない状況ですので、それをどう今後検討していくのか、そういった中で安心して精神障がいの人でも浦安で住めるようになっていくのが大きなポイントかと思えます。現に浦安で入院している方というのは皆さん市外で、下手したら全然どこいっちゃったかわからないような人もいるというのが現状ですので、そういう意味では近場で入院ができたり、何かあった時は休息ができるような場所であったり、そういったものが必要になってくると思えます。地域生活支援拠点の緊急ショートも精神の方も少しずつ使わせてもらってはいるので、入院の前段階の中でそういった利用も少しずつ出来たらいいのかなと思えます。そうしたことが地域生活支援部会の中で活発に話されたらいいなと思っております。

会長：ありがとうございます。

時間が押していますが私の方から。この精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、本来市町村というより少し広い医療圏域で行なっていく、都道府県が中心となって進めている事業になります。なので、市としてできるところ、県と連動してどういうことができるのか、県との協働が必要となってくるということです。医療圏域ということでは浦安市川の保健所圏域の話になっていくと思えます。千葉市は政令指定都市ですので市でもシステム構築、事業を行っています。「広め隊」「深め隊」「進め隊」でしたか、三つの隊を作って構築支援を進めております。そういった意味で言いますと、住まいの

場ということではあるのですが、地域住民の理解というものがないと精神障がい者が地域に住めないということがありますので、周知啓発のところは市でやっていく要素なのかなと私は考えておりますし、もう一つの災害弱者の支援体制の充実というのは精神の方だけではなく医療的ケアの方、行動障がいの方の避難というのが3.11の時に問題になりました。災害があるたびに問題になっております。呼吸器の方はどうするのかということですよ、これについてもしっかり協議を進めていただきたいと思います。

他に何かございますか。

株式会社オリエンタルランド：よろしいでしょうか。

会長：はい、どうぞ。

株式会社オリエンタルランド：議題1資料1の2ページですが、2. 自立支援協議会と各部会の連携体制についてというところで、第1回目のスタートということで改めての確認ですが、今回より各部会で具体的な課題について議論検討していき、根拠ある調査のデータをもとに協議会に報告なり提言をしていくということですが、提案事項ということで部会から協議会にあげさせて頂いた中で、もちろん協議会からももう一段の深堀りを要請するというのもあろうかと思うのですが、この中で協議会を経て具体的な解を導き出された時の、事業化というところは協議会で意思決定をして行くと言うか、協議会でこれやっていこうということは、イコール、事業化に進むというものなのか、もう一段、浦安市当局の予算とのバランスもあるでしょうから、さらなる当局の検討というものが必要になってくるのか、その辺の確認になります。

会長：ありがとうございます。

市としては答えづらいでしょうから、私の方から認識を話して、補足があれば事務局お願いします。

まさに自立支援協議会の位置づけの話であろうかと思えます。自立支援協議会については決定機関ではないのですね。あくまでも地域の関係者が集まって協議する、一定の結論は出るのですが、それがまた障がい者福祉計画などの市の計画として載ってくると、そうすると市の方も予算折衝等のところで根拠にできると、そんな関係性にあるのではないかと私の方では思っておりますので、我々は市の皆さんが予算化する、事業化する根拠を作っているということかなと思っておりますが、事務局どうでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。

基本的には会長の言うとおりで。ただ、行政だけの役割ではなくて地域の住民の方の役割であるとか、事業者にやっていただきたいことであるとか、色々役割分担もありますので、市の方でやるべきことは予算化に向けて頑張っていくと思いますが、皆さんで課題を共有してもらいながら、役割を分担して力を合わせていく、そんな協議会になっていければと思っております。

会長：株式会社オリエンタルランド、よろしいでしょうか。

株式会社オリエンタルランド：ありがとうございました。

会長：浦安手をつなぐ親の会、手を挙げていたでしょうか。

浦安手をつなぐ親の会：この場での話題にふさわしくないかもしれませんが、いま精神障がいとコロナの話題が出ましたので、状況を教えていただければと思ったのですが、市長の話にもありましたが、ワクチ

ン接種については、私どもおかげさまで、知的障がいのある方は優先的に摂取させていただいておまして、非常にありがたく思っておるんですが、一方で自宅療養をしなければいけないという状況になってきておまして、我々もその辺不安になっておまして、今朝も妊婦の方が入院できずに云々というニュースがありましたが、その辺で市として何か検討されていることとかあればお聞きしたいということと、自立支援協議会、将来的な障がいのある方の自立を目指しているということもあります。一方で目先のことについても放っておけないのかなということで発言させていただきました。

会長：コロナ対応、特に自宅療養となった時に障がい者、障がい児の不安というものはあるかと思いますが、何か言えることがあれば事務局お願いしたいのですが。

事務局：浦安手をつなぐ親の会からもありました通り、ワクチン接種については市長の号令のもとに高齢者の方、その次の基礎疾患等のある方ということで、知的障がいの方とか施設のクラスターを減らすために各種事業所に優先的にワクチン接種は進めてきたということです。

自宅療養ですが、浦安市で感染拡大したのがこの一週間、週が明けたら急に100人近い数字になってきたということで、毎日のように対策本部で考えているところですので、この場で何か新しいことはお伝えすることができないのですが、皆様のご不安については本部の方に上げて、早急に対応できるようにしていきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。

また個別に困ったこと等あれば市と協議しながら、安心した状態で進められたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その他よろしいでしょうか。

今回から、部会の構成も変わりましたし、課題も明確化したうえで議論を進めていく、根拠を持った報告をするということで、リーダー・サブリーダー方の負担も大きくなっていくと思うのですが、会長・副会長も部会のことは知らないよというのではなくて、今こういったZoomでの打ち合わせができる、そういう意味ではいい環境になってきています。部会報告前に市の事務局と会長・副会長で打合せをしたいということであれば、事前の打合せをZoomミーティング等で行い、協議会本会を意味あるものにしていきたいと思っておりますので、リーダー・サブリーダーの皆様よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

議題2 浦安市地域生活支援拠点事業実績について事務局、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人佑啓会より報告をお願いします。

事務局：議題2資料「令和2年度地域生活支援拠点事業実績」です。最初に訂正ですが、登録事業所の数字が大きく間違っておりまして画面を見ながら訂正させていただければと思います。3月31日時点の地域生活支援拠点の事業実績についてです。地域生活支援拠点とは、昨年度、東野パティオという施設ができたことにより本格的に始まりまして、拠点と言うと一つの施設のようなイメージがありますが、地域全体で障がいのある方を支える仕組みという形で事業が始まっております。登録事業所とはこの拠点に登録して頂く事業所です。こちらは市内の事業所数、事業ですので、例えば1事業所、生活介護、就労継

続としていけば2事業となります。通算して182の事業所のうち、登録事業所が48となっております。相談系が18事業所中の16、相談系というのは指定特定相談ですとか一般相談と呼ばれる事業の内容となっております。それとグループホームが4/7、短期入所が3/6、生活介護が5/7、就労系の事業所が7/18、自立訓練の事業所が1/3、訪問系の事業所が0、児童系の事業所が6。その他ですが、地域生活支援事業ということで地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援事業所といったところが含まれます。なお、令和3年8月1日現在では少し増えて、53事業所となっております。

地域生活支援拠点に登録すると何かいいことがないのかということで、令和3年度の報酬改定では拠点に登録した訪問系サービスの事業所は緊急対応を行った場合の加算というのが新設されています。引き続き登録事業所の参加を呼びかけていきたいと考えております。

P2では、地域生活支援拠点事業者登録、いわゆる市に事前に登録することによって算定が可能となる加算というところで、登録して色々な対応をされるとメリットとしてこういうところがあるとPRしながら事業所に参加をお願いしていきたいと思っております。例えば、緊急時の対応を1回したことによる加算というのがあるのですが、居宅介護事業所等が拠点に登録していればさらにプラス50単位、1単位大体10.6円から10.9円といった金額ですので、500円程度がプラスという形にはなるかと思えます。回数ごとの算定ですので対応したごとに加算となっております。

続きまして拠点会議の令和2年11月1日から3月31日までの実績については社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからお願いしたいと思えます。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：拠点会議の開催の報告ですが、件数としては資料のとおり開催件数が、実件数2件、延件数3件ということになります。拠点会議って何だということですが、そもそも地域生活支援拠点には、住み慣れた地域で安心して暮らすということが様々な障がいのある方達に、年齢種別問わず提供できるように、という大きな理念があるわけですが、それに即したもので、現在利用者さんの支援に関わっている支援機関だけではなく拠点を活用して、どうその方が地域で自分らしく暮らしていける支援体制を構築できるかという知恵を出し合う会議として、私たちは拠点会議を定義しています。

その実施件数として2件、延件数として3件ということですが、基幹相談支援センターの現場感としては、もっとこの拠点会議というのは活用されていくべきではないかと思っております、まだまだ相談支援事業者へ、どういう時にこの拠点会議を招集するのか、どんな時にSOSを出すのかというのが現場で具体的なイメージができていないのではないかと、サービス提供体制を強くしていくための会議でもあるのですが、もしかすると利用者さんは社会資源がない、相談員さん達も仕方がないと思っておきまわってしまう部分もあって、本当の意味で利用者さんのニーズをしっかりと拾っているのだろうかと思うところもあり、拠点会議の回数の少なさから、相談支援事業者としては今後改善を図っていくべき点ではないかと思っております。

ちなみに、どんな事例に対して拠点会議を行ったのかですが、一つ目は会長からも冒頭ありました8050世帯のケースでした。親御さんが認知症で、知的障がいの重い方との二人暮らしで、二人だけの暮ら

してはどうにもならないという状態で、この親子の将来の暮らしをどう組み立てていくかというのがこの拠点会議のテーマでした。

もう一つの事例は、ご親族からの援助は見込めない、重度の精神障がいのある、また重複で軽度の知的障がいもある若い方の支援事例ですが、ご自分また他者に対する非常に深い否定感情があつて、対人関係を構築できないという特徴があつて、一人暮らしが始まったものの対人関係がうまく作れないが故にサービス提供体制がうまく構築出来ない中、集団生活も難しい、グループホームも支援が難しい方が、一人暮らしとして浦安で生活を始められた。この方をどう浦安で支えていくかということ、この方の支援に関わっていない皆さんにもお集まりいただいて、ケアプランそのものを叩き、地域生活をうまく滑らしていくためのキックオフのような会議を立てていただいたという経緯がございます。拠点会議に関しては以上です。

事務局：緊急対応について、社会福祉法人佑啓会からお願いします。

社会福祉法人佑啓会：昨年11月から3月までの緊急対応の状況について報告します。

件数については、資料に書かれている通りです。緊急駆け付けについては佑啓会が受託してから3月までの間に登録者の人数は増えております。

駆け付けの件数的には多いのか少ないのか、はっきり申し上げて、多いから頑張っている、少ないからどうだという評価ではないと我々も思っています。緊急の短期入所についても考え方は同様としまして、まず一つ誰が何をもちて緊急と定義するかというのは、ずっと基幹相談支援センターの方、役所の方とも常に議論しているところではありますが、完璧に相手が緊急と言えれば緊急だろうということで、OKしているのが実情になります。これは緊急、これは緊急じゃないという棲み分けはあまり実働の中では考えていないところなんです。これについても件数的にはこのような形ですが、緊急という特性上、本来であれば制度上、短期入所の契約が必要であるとか、受給者証が発行されているかどうかということが大前提にはなってくるのですが、そういった大前提が全くないところからスタートすることも、もちろんあります。加えて、現場感としてはコロナ禍でそれまでの生活状況が全くわからない人を、生活の拠点であるグループホームの中に招き入れることのリスクを、正直感じない日々はなかったと思っております。

緊急受け入れはどういったケースだったか、簡単に報告すると、例えば同居のご家族からの虐待が疑わしいケースで一時的に隔離が必要と判断された場合の依頼とか、先ほど社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからも出たようなケースもあったのですが、単身生活をしながら一時的な、例えば薬をちゃんと飲んでいないなど、不穏になりそうな所に一度立て直しと見守りが必要だと、それで年末年始にもかかるような時に、しっかりと見守ることができるかどうかというところでお受けするケース、あと高齢分野から依頼が来て、高齢者施設とか病院で認知症を抱えた方が、手帳を持っているということで緊急的にお預かりすることもありました。ケース概要としてはそんな感じでやっております。

あと緊急駆け付け、新規で増えた方の傾向と言うか、特に実際に登録はしていないけれども、こういう時に緊急で駆けつけてくれますかというような相談が何件か。例えば、災害が起きた時に呼べば来て

くれるのかというのがひとつ、あとは緊急の短期入所とワンセットで捉えている方もいらっしゃる。駆け付けても、結局そこでは現状が打破できないであろうからそのまま連れて帰って、緊急で短期入所というような1セットで考えていらっしゃる方がいらっしゃいます。どこまで対応できるのか、例えば災害時に、我々も責務なのかというのは別の議論も必要なのかなと思いつつながら、相談支援専門員さん、当事者の方と議論を重ねているところです。簡単ではありますが以上です。

会長：ありがとうございます。

議題2資料の説明は以上ですかね。

ご意見ご質問等あればお願いします。

私から。拠点会議ですが、まだ相談支援も付いていない、コーディネートがまだ判然としていないような状況の中で、基幹相談とか拠点というか社会福祉法人佐啓会がどうしようということでもまずキックオフというような言葉もありましたが、体制をつくるためにやるような会議で、資料にある地域生活支援拠点の加算、地域体制強化共同支援加算みたいな、特定相談、計画相談が決まったらそこに引き継いでいくイメージなのかと勝手に想像したのですが、拠点会議を延々と続けていくというより、引き継いでいくという感じになるのかと思うのですが、その辺はどうですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：今回の2事例は計画相談支援事業者発でした。なので、かじ取り役、つまり相談支援専門員がついていて、この会議を経て知恵をたくさんもらって生活を組み立てていくという流れのものでした。ただ今後、本来想定されている拠点会議の一つのあり方としては会長がおっしゃっていたように、支援にどこも繋がっていない方が緊急ショートを使った時の出口として、放り出すことはできないので、みんなで集まって、その方の支援どうしようという際に基幹相談そして佐啓会の方で全体像を構築して、計画相談支援事業者に引き継いでいくという流れにはなるのかなとは思っています。

もう一つは、計画相談支援事業者が行き詰ったり、サービス提供体制が崩れかけている時は、拠点会議で登録事業者の力をみんなで集めて、組み立てていく場としても活用していければいいと思います。

会長：はい、ありがとうございます。

そういうことだと思うのですが、せっかく加算ができたので、特定相談にきちんと加算が取れるような形に持っていくというのも是非お願いしたいと思った次第です。

ありがとうございます。その他、どうでしょうか。浦安手をつなぐ親の会。

浦安手をつなぐ親の会：緊急対応のところをお聞きしたいのですが、資料を拝見すると登録されている方が27名いらっしゃる。知的障がい13名ということですね。私自身あまり理解ができていないのですが、私どもの会は会員が65名はおりますので、その中で言っても、4人に1人くらいしか登録していない状況かと思うのですが、たとえば短期入所は、自分のことで考えても、両親が具合悪くなった、例えばコロナになったらどうするんだとか、色々心配があるので利用できるような体制をもっと広げておくのがいいんじゃないかと思ったのですが、周知されていない面があるようなので、その辺をどうお考えなのかお聞きできればと思います。

会長：確かにまだ半年経っていないという状況の中で、周知が足りないだろうなとは思っているので、団体の皆さん方の力もお借りして、周知を行って頂きたいと思うのですが、周知用のパンフレットやリーフレットはありましたか。

事務局：周知用のパンフレット、リーフレットございます。本格実施ということで今年度から出ていますので、色々な所で投げさせていただきたいと思います。

会長：事前登録なので、事前登録はもちろんどんな方でも親が元気な状況であっても、しておいて損はないと思うので、団体の皆様方にもよろしくお伝えいただければと思います。ご活用頂きたいですね。

あと検討事項として、地域生活支援拠点の成果目標をどう考えていくべきかご意見お願いしますということですが、このことで何かご意見ありましたら。

多いのか少ないのかというのが、まだ半年経っていない状況の中で見えてきていないというところがあるし、後ほど基幹相談支援センターの報告の中での地域の相談を受けている中で、この人数がどうなのかという勘所もあるのかなと思うのですが、ひとつ指標になるのは、どうしても、これってベッドをあけているって言うか、その分のベッド代みたいところは年間出しているわけですよ。緊急受け入れの短期入所というのはどういう費用になっているのですか、事務局お願いしていいですか。これは分からないですかね。

事務局：少しお時間頂いてよろしいですか。

会長：ごめんなさい、急に聞いてしまって。

社会福祉法人佑啓会、わかりますか。

社会福祉法人佑啓会：私の認識としてはあくまで短期入所5枠のうちの一室を緊急用として捉えているので、何かしらの確固たるものというものではないと認識しています。ただ、例えば5あって、2件同時に来た時に1件しか受けられないかというそういうわけでもないので、ソフトとして緊急短期入所という事業でやっています。それで特段整備しているものはないかなと認識しています。

会長：ということは、通常の障がい福祉サービスとしての短期入所を5床持っていて、そこに緊急で入る人もいるのだけれども、そこに報酬が得られないような事態のときはその一泊いくらみみたいな形で市から補填される、そんなイメージで。

社会福祉法人佑啓会：そうですね、全く支給もないとか短期入所の対象じゃない方はどうするかというのはそのケースごとで調整させて頂いています。

会長：では、空いていてもそこにお金が入っているということではないということですね。通常の短期入所の扱いになっているという事ですね。そうすると、通常の短期入所となると緊急で入れる枠、今後、多機能拠点が周知されればされるほど通常の短期入所の枠で埋まってしまう可能性が出てくる。そこで緊急が入れなくなってしまう危険性もあるということですか。

社会福祉法人佑啓会：それでもそのうち1つは必ず緊急用としては必ずあけることになっています。そこで二人来た場合どうするかは都度、協議ですね。

会長：1室は必ず緊急で開けておくというところが市の建物でもあるので、そこで担保しているということで

すよね。理解できました。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、どうぞ。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：時間が非常にタイトなので、今日の議論ではないかと思うのですが、地域生活支援拠点の成果目標をどう考えていくかというところは、具体的に拠点ができたから実現できたものの明確なビジョン、目指すべきゴールと言うんでしょうか、それはおそらく支援エピソードだとか1事例1事例の積み上げにはなっていくのでしょうか、これまでの拠点の議論の中でも委員にご意見いただいたように、これができたから浦安がこう良くなったとか、これができたから当事者の生活がこうなれたということを確認していくべきであろうというのが佑啓会と基幹相談支援センターと事務局の中での打ち合わせの中でもあって、協議会本会の委員の皆さんと共有して拠点の分析と効果検証につなげていきたいという思いがあって今回このように記載したということが背景にあるとお伝えしておきます。

会長：ありがとうございます。まさにそのとおりで、成果目標というのが、数値目標が今の段階ではあまり馴染まないのかなと、結果論として浦安の中で引き続き地域生活が可能になりましたという人がどんどん増えていくこと、その積み上げを今やっているところだと思います。なので、数値目標というところに今すぐいかないとは私も思っておりました。拠点機能の相談機能を基幹相談支援センターが担っているので、情報が集まってくると思うので検証を引き続きお願いしたいと思います。

はい、事務局。

事務局：先ほど会長からありました緊急時の受け入れの数について補足します。社会福祉法人佑啓会からもありましたが、多機能拠点には現在5床ショートステイの部屋を用意しておりまして、そのうち1室を緊急対応用として基本的には常時確保、あけている形になります。

あともう一つ、拠点機能の一つとして従来、市が指定管理施設で持っている障がい者等一時ケアセンターという短期入所の機能を持った事業所があります。こちらでは通常2部屋短期入所ができるのですが、さらにプラス一部屋、同様に緊急対応ができる形で常時お部屋を一つあけているというのが現在の整備状況となります。

会長：ということは、全部で3部屋ですか。

事務局：緊急用の対応が出来る部屋として常時あけているのは2部屋です。

会長：わかりました。先ほどの虐待のような事例では何が何でもどこかが受けなきゃいけないということがあると思うので、その点では、2部屋だから安心とまでは言えないと思いますが、よかったです。

それではこの議題については、よろしいですか。

続いて議題3基幹相談支援センター令和2年度事業報告について、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：基幹相談支援センターの運営事業令和2年度実績報告をさせていただきます。時間も限られておりますので簡略に行います。

実績です。資料2の相談支援事業の実人数ですが、総計287名の方、月間対応実人数、年間で平均す

ると123名の対応となっております。2020年度（令和2年度）、初めて基幹相談につながった方が全体の42%ということで全て基本相談の方となっております。延べ人数、延べ件数は省かせていただいて、障がい種別の割合ですが、知的障がい22%、精神障がい19%、発達障がい15%とつながっていくのですが、精神保健福祉手帳を持ってらっしゃる方への対応、要は精神発達領域の方が全体の34%ということで、先ほどの手帳の所持者数の伸びと呼応している感じで、基幹相談支援センターの場合も精神発達領域の方の実人数の割合が増えてきているという実感があります。種別の細かい割合ですが、知的障がいの方は7割が計画相談の利用者です。精神障がいの方は真逆で9割が基本相談の方で、8050の50世代の方の相談事例が非常に増えてきていると感じています。発達障がいの方は、10代30代の若手の方の相談が多いです。難病の方、身体の方、特に基幹相談支援センターは難病の方のご相談も訪問看護や在宅医療のクリニックから入ってくるようになっておりまして、医療だけが入っていて福祉サービスが入っていないという方たちのご相談も入ってきています。

地域課題ですが、基幹相談の個別事例から見えるものを障がい種別の支援領域別に整理をしています。

ただ全ての種別で、先ほどから拠点の報告しておりますが、我々がすぐにでも考えていけないといけないのが、東野パティオのグループホームはあくまで通過型なので、この方たちのグループホームの後の暮らしをどう構築していくのかは拠点が成功するかしないかの、非常にキーとなる課題で我々は残り1年半、2年ぐらいで全力投球していく領域にあるのではないかと思います。障がい種別も様々ですし、日常的な介助、介護が必要な方達が多いですから、単身生活となればヘルパーの確保が必要、グループホームからグループホームへの転居となればグループホームが必要、ということにもなっていきます。それに紐づいていくわけですが、会議の冒頭、事務局からも担い手不足という話がありましたが、ヘルパーの不足というのは、毎年お話ししていることで我々も手を入れていくべき事だろうと思っているのですが、特に最近顕著だと思っているのが女性のヘルパーの不足が非常に深刻で、まだ男性ヘルパーを見つけやすいという状況になっていると感じています。身体介護、医療的なケアが必要な方の担い手不足は深刻であることは変わりません。

住まいの不足ですが、バリアフリー、環境があるけれども、環境だけが整っても介助が必要な方の住まいというのが、当然パティオの通過型グループホームにもお住まいですが、その方達の住まいの確保も、地域生活支援部会で解決していく案件だと思っています。

精神障がいの方の支援領域に関しては、8050という言葉に集約していくところもあるかと思っています。既にご両親が他界していてキーパーソン不在となっている方の支援要請、もしくは医療中断、服薬中断、病識なしの状況の支援に繋がっていない方たちへの支援要請。支援の入り口をどう作るかでマンパワー不足ではないかなと感じております。

発達障がいの方に関しては、学校でのいじめだとか孤立に対する、早期介入、支援の開始というところが二次障がい発生を予防するために考えていくべき案件ではないかと思っています。派生的に引きこもり、不登校につながっていき、ここの支援がうまくいかなくと将来の8050に繋がっていつてしまうというような危機感も感じているところが率直なところです。

知的障がいの方に関しては、障がいの重い人たちの住まい、また精神障がいの方だけではなく、知的障がいの方の8050問題もあるということで、手厚い支援が必要な50代の方達の生活の場をどうしていくかというのも大きな問題だと思います。行動援護の担い手の事業者がなかなか増えないことは、行動障がいのある方達の社会参加の阻害因子にもなっていると実感を持っています。

次に対応時間です。だいたい全体の10%が窓口開設時間外ですが、どんな相談が入るかというところ、浦安警察からの連絡も往々にしてあります。それからここでも8050問題が関係してきます。③遠方のきょうだいから、「高齢の親にきょうだいが暴力を振ったようだ、安否確認してくれ」という電話。それから、民生委員やご近所さんに見守りをお願いしている当事者の方が、地域の関係者、民生委員のところに駆け込んで、対応をどうしましょうという相談。こういう相談が時間外に発生して、対応しています。

2-1 地域の相談支援事業所への後方支援ですが、ご覧のとおりでして、事業所の垣根を越えて一緒に稼働していくということでお互いのノウハウを共有していければと日々思っています。

居住サポート事業は、賃貸住宅を見つけるための支援ということで、家を探してほしい、保証人見つからないけどどうしようか、もしくは当事者が一人暮らししているところの不動産会社から苦情が多くて困るというような相談。色々な相談が入ってくることを対応しております。

基幹相談支援センターに係る事業3-2のグループスーパービジョン、これは地域の相談支援事業者が支援している実際の事例をもとに事例検討しているものです。そこから見える相談援助のスキル面での課題ですが、精神・発達障がいの方との関係性、当事者の方との関係性の構築スキルについては、もう少し我々頑張ることが必要かなと思います。地域の相談支援事業者の皆さんの悩みどころとなっております。

また、高次脳機能障がい、難病、医療的ケアがある方、精神障がいの方もそうですが医療機関との連携が欠かせないわけですが、どんなふうに進めて行けばいいかという実務的な悩みを持っていて、知恵の共有をグループスーパービジョンで図っております。

そして基幹相談支援センターとしては強い問題意識と言いますか、我々が頑張るところかなと思っ
ているのが、客観性の担保というところで、一人職場また少人数の相談員しかいない職場では、どうしても困難事例、難しい支援に携わると、相談支援専門員の価値基準がどうしても優位になってしまっ
て、ご本人の強みだとか、ちょっと感情的になっている援助者としての心のうごきに自分たちでは気づけな
くて、風紀委員目線な感じになって、これはしっちゃだめ、あれはしっちゃだめとなっていたり、そういう
ことがグループスーパービジョンで気づいていけるので、ここを補完していくために今年度は事例につ
いての相談の場を増やしたという意図があります。

最後のページです。コロナ禍にありましたので全ての連携会議それから研修会、事例検討会は定数半
分、または残念ながら中止となった取組みもありますが、昨年度は障がい者福祉計画策定年度だとい
うことがあって、実務者会議で地域の相談員の皆さんから地域課題を洗い出して頂いて、策定委員会にお
伝えしました。それから連携会議では支援に繋がらなかった人たちとどうかかわるか、支援の入り口に
ついて議論し、それが相談支援部会の事例集に繋がったという流れもありました。続いて公開事例検討

会は地域の事業所さんが対象です。今回はがじゅまると地域包括支援センターから事例が寄せられ、みんな事例検討しております。令和2年度、このような活動で基幹相談支援センター運営させて頂きました。

以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見ご質問あればお願いします。

株式会社オリエンタルランド：報告ありがとうございます。

地域課題の中で、それぞれ種別ごとでもキーワードになるのは担い手不足であり、マンパワー不足というところが顕著なのかなと。これは浦安の問題でもあり、全国的な問題でもあるという理解はしているのですが、そういう中で基幹相談支援センターをオペレーションしていく上で、こういう実績をあげている中で、負荷と言うか負担は一人一人の現役の方々によっているものなのか、例えば本来一人の方が1.5倍、2倍働いているとか、そのような環境にあるのか。

また今後、障害者手帳の所持者の推移ということで事務局の報告でも緩やかに増加するという所を見据えると、これの解と言いますか、人手を充足させていくというところはあると思いますが、大変厳しい状況にあると、一方でどこもありますので、別の方法でそれを乗り切る考え、アイデアもあるのでしょうか。

会長：ありがとうございます。

忙しすぎるのではないのでしょうかということだと思のですが、今の基幹相談支援センターの人数からして業務量、どのような感じでしょうか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：忙しくないと言えば全くの嘘になり、非常に忙しい現場であるということは間違いないかと思えます。一番我々が気にかけているのが、課題にも書いたように支援の入り口を作る、そういうケースの依頼が多いのですが、非常に地道で、頻回な訪問活動で会えたり会えなかったりというのを重ねながら関係性を作っていく支援が十分丁寧にできてないのではないかと、これ以上増えると十分な支援が行き届かないのではないかとという危機感があります。相談援助という部分に関してはそれは大きいです。

サービス等利用計画を作るプランナーとしては、ヘルパーがいないと地域生活は全く成立しない中で、ヘルパー不足や住まい不足、パティオの通過型グループホームにお住まいの利用者さんたちが思い浮かぶのですが、どうやって実現していくのかという切迫感、危機感にも似たと言いますか、どうやってヘルパーを増やしていくかというのは大きな方向性と言うか、覚悟みたいなものが必要ではないかと強く感じている昨今です。非常に忙しいですが、警察署も保健所の方も24時間365日働いていらっしゃるし、一緒に支えてくださる皆さんもたくさんいらっしゃいますので、おそらく基幹相談支援センターだけが忙しいということではないと思うのですが、現場感としては非常に多忙な現場となっております。

会長：どうですか、株式会社オリエンタルランド。

株式会社オリエンタルランド：ありがとうございます。

頑張っている姿は想像がつかます。ただ一方で、サービスのクオリティと社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともおっしゃっていましたが、量と質を満足させるところも難しくなってくるのかなという気がしましたので、確認を含めてお話を伺いました。

ありがとうございました。

会長：ありがとうございます。これ全国の地域包括センターも基幹相談支援センターもそうですが、ソーシャルワークをやろうと思うと、結局土日も含めて休みがないような状況になってしまうんですね、やりがいブラック的になってしまう現場が実は多かったです。すぐには解決できないところではあるのですが、全国的に課題だと思います。

ヘルパー不足に関しては、一つは外国人の介護職員を施設に入れる代わりに、日本人は在宅に回ってみたい、流動的なことができればと思っていたのですが、コロナ禍で全然駄目になってしまいましたし、将来的には、浦安は特にそうだと思うのですが、市営住宅みたいなものを高層化して、集中的に入れて行って、ヘルパーがあちこちに分散していくというよりはケア付き住宅的にしていく、みたいな大きな構想が必要かもしれないと個人的には思ったりします。人口も働き手も少なくなっていく中で、障がい児・者は増えていくという現状がありますから、その辺も踏まえた上で、我々、浦安の福祉をどう切り抜けていくかっていうところは、株式会社オリエンタルランドの話から発展して、浦安全体の福祉、どう構築していくかという話にもなっていくのかなと思いつながりながら聞いていました。

その他、ございますか。

社会福祉法人サンワークどうぞ。

社会福祉法人サンワーク：実人数の最初のところ、計画相談の利用者数83名のうち、8名が地域の事業所に移管ということで、昨年度の初めだったかその前の年だったか忘れちゃったのですが、計画相談持っているものを地域にという流れは多分前から基幹相談の中であったのかと思うのですが、今、委託相談が始まって、委託相談もなかなか地域に投げられない現状がある中で、今後、基幹相談が持っているケースを増やしていく、新規契約者は0名ということになっていますが、その辺りはどのように基幹相談支援センターとしてお考えか伺いたい。忙しいというのは分かるのですが、どうなのだろうと思いました。

会長：計画相談をそろそろ移管して行って、負担を軽くしていった方がいいんじゃないかというご指摘だと思いますが、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも委員いかがでしょうか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：実はここから10名ぐらい現時点で移管をしております、毎年10%以上は移管をしていくというのはゴール設定として、障がい事業課からも指示頂いているものですので、困難ケース以外のところ、進めていきたいと思っております。地域の皆さんにも、基幹相談の方から依頼が入りますので、どうぞよろしくお願ひしますということは、今年度の当初からお願ひして、協力いただいているところかなと思いますので、進めていきたいと思っております。

会長：支援困難者も含めて、地域の相談支援と連携することによって、相談支援も育つこともあるでしょうから、その辺も含めて地域の相談支援、人材育成も含めてお願ひしたいと思ひます。

その他、ございますでしょうか。

事務局、発言ありますか。

事務局：先ほどの株式会社オリエンタルランドの質問の時にお答えしようと思っていたことです。人手不足ということで、市の方でも今後、福祉人材をどうするかということが課題になっておりまして、市で計画相談事業所を運営する際の補助金であったりとか、福祉人材の住宅手当とかの補助金を出しています。できるだけ浦安でお勤めして頂けるヘルパー、福祉人材を増やす働きかけはしているのですが、なかなか増えないのが現状です。先ほど事務局から説明したとおり、障がい者の数は今後も増えるであろう、しかしながら核家族化も進んだり、市の財源も減収が見込まれるという中で、もちろんフォーマルな、制度に則ったサービスを充実していくことも重要ですが、今回自立支援協議会で色々な関係機関の皆さんに集まって頂いておりますので、今後国が進めていく地域包括ケアシステムなどの視点で、皆さんがそれぞれの機関で出来るところをシェアしながら進めていただきたいと考えているところです。

以上です。

会長：ありがとうございます。介護保険の方も、ライトな支援、見守りとか、生活支援の部分、配食サービスについてはボランティアとか活用しながら、なるべくプロフェッショナルの部分で重度の方に手厚くしていく、というのが全体の流れかと思えます。そういった中で障がい者も含めて、軽度の方に関してはボランティアベースでみていきつつ、貴重な人材をどう活用するかというのも考えていかなければいけないだろうと思えます。地域福祉全体の話でもありますね。

あとはよろしいですか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともからご覧になって、緊急受入れ・緊急出動の関係からすると、この半年の状況としてはもう十分に多機能拠点も含めて、連動して動かれています、過不足ないと思っております。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：社会福祉法人佑啓会とのコミュニケーションは、特に難しいと思ったことはなく、現場の方とも24時間365日繋がる番号をお互い持っているのは強みかなと思っております。緊急の案件の時には、疎通性は問題ないと私は思っています。緊急の実績、駆けつけがどうかというのは、利用者さんたちにどういう場面で呼べばいいとか、どんな利用の仕方ができるのかについて、まだ周知の不足はあるのかなと思っております、もう少し件数としては上がっていくのではないかなと思っております。

会長：わかりました。コミュニケーションがうまくいっているということで、また今後使い方もこなれてくると件数も上がっていくのではないかといいことですね。ありがとうございました。今後も両者ともよろしくをお願いします。

すみません、これだけは言っておきたいということがあればどうぞ。

よろしいですか。

皆さんにご発言の機会を与えられず、申し訳なかつたです。

議題4、事務局より説明をお願いします。

事務局：事前に会議のスケジュールをお送りした中で、9月30日の合同部会、ご予約いただいているかと思い

ますが、大変申し訳ないのですが、コロナ禍の状況で、開催を延期したいと思っております。講師の先生から、Zoomというよりは対面で皆さんとお話ししながらという方法を取りたい、というご意向がありまして、延期後の日程が年内12月もしくは年明け1月のどちらかで調整しているところですので、ご理解いただければと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。

本日の議題は以上になります。

最後に事務局から連絡事項等ございますか。

事務局：本日は急遽Zoom会議ということで、私たちも不慣れなところもありましたが、どうもありがとうございました。次回の協議会は10月7日木曜日を予定しております。対面でできるということであれば市役所4階会議室を予定していますが、今回このような形でできました。次回もZoom等活用しながら皆さんに積極的にご参加いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

会長：これもちまして第1回自立支援協議会は終了とさせていただきます。

大幅に時間超過して申し訳ございませんでした。委員の皆様におかれましては引き続き部会への参加などご協力いただくと幸いです。よろしくお願い致します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

令和3年8月19日(木)
午後2時～午後4時
オンライン会議

浦安市自立支援協議会(令和3年度第1回)次第

1 開会

(1) 会長、副会長、各部会のリーダー、サブリーダー紹介

2 議題

(1) 令和3年度・4年度自立支援協議会について

(2) 浦安市地域生活支援拠点の実績について

(3) 基幹相談支援センター令和2年度事業報告について

(4) その他

3 閉会

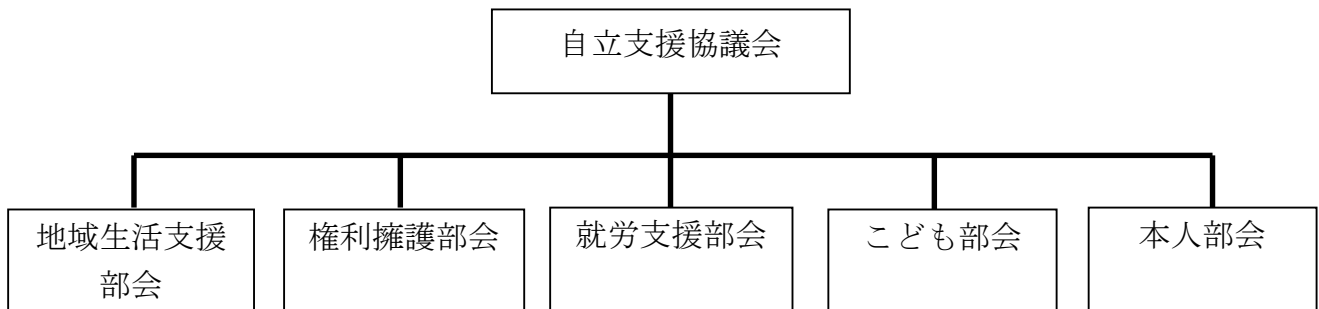
令和3年度・4年度浦安市自立支援協議会の組織と運用

1. 組織

(1) 自立支援協議会及び5つの部会

自立支援協議会（以下「協議会」という。）の設置目的は、総合支援法に基づき、「地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場」としています。

また、協議会は、協議事項を円滑に処理するため、また、障がいのある当事者からの意見を聴取するため、5つの部会を置いています。



名称	目的	主な課題
自立支援協議会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
		障がい者福祉計画の進捗について
		基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価
		地域生活支援拠点の検証及び評価
地域生活支援部会	障がい者の住居等に係る諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について 災害弱者支援体制の充実について
権利擁護部会	障がい者の包括的な支援体制の構築と権利擁護について協議し、課題解決に向けた活動を行う。	8050問題を事例とした包括的な支援体制について 障がい者等の権利擁護に係る事項等について
就労支援部会	障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	重度障がいのある方の就労について 障がい者の就労の場の拡大について
こども部会	生まれてから18歳になるまでの子どもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携について、課題解決に向けた活動を行う。	教育と福祉の連携について 発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について
本人部会	当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項 地域課題の提案に関する事項

※プロジェクト会議 部会のリーダー、サブリーダーは、部会のほかに、個別の地域課題等に関する対応するため、回数を定めず、必要に応じプロジェクト会議を招集します。

(2) 合同部会

地域課題に関する対応を図るため、合同部会を開催します。

合同部会では、地域課題等に関する研修会・講演会等を行います。

(3) 開催回数

①協議会：年4～5回

*5回のうち1回については特定のテーマ設定の上、必要に応じて開催します。

その他4回についても、部会との連動を意識し、議論を深めていきます。

ただし、障がい者福祉計画策定年次においては、計画についての議論を優先して行います。

②部会：年3回（本人部会 年2回）

③合同部会：年1回

2. 自立支援協議会と各部会の連携体制について

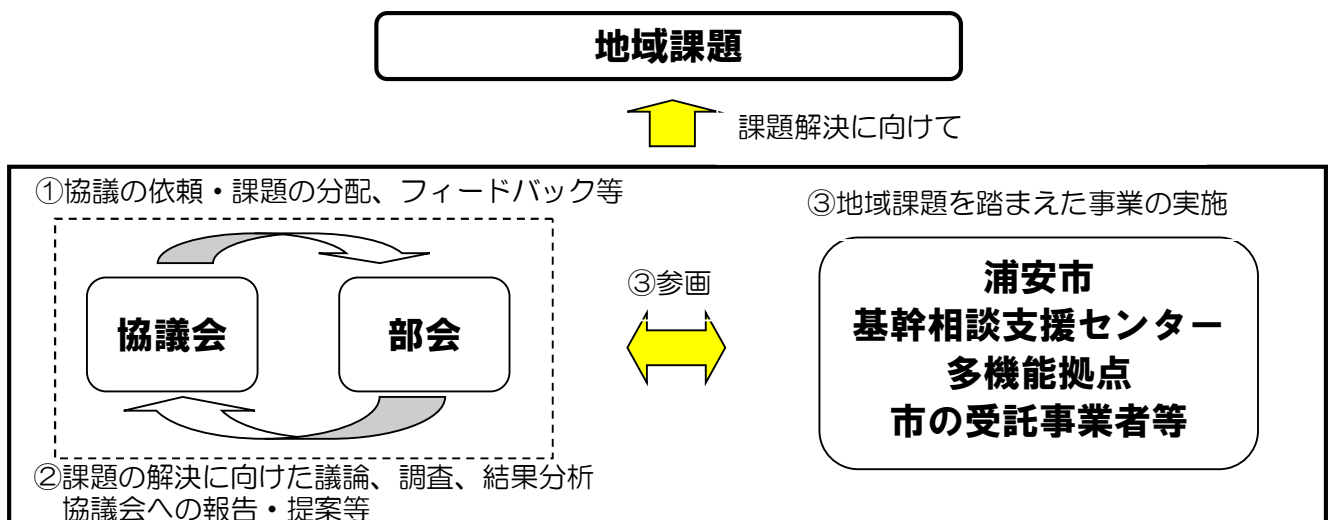
① 協議会は、会議毎に「部会等に意見収集すべき事項」を確認し、各部会等へ協議の依頼等を行います。また、各部会から収集した意見について議論を行った上で、部会に対してフィードバックを行います。

② 各部会は、協議会の依頼を受けて議論を行うほか、各部会における「主な課題」の解決に向けた議論、調査、結果分析、報告・提案等を行います。

必要に応じて、独自にアンケート調査や団体ヒアリング等も実施し、根拠を持った報告ができることを目指します。また、会議開催毎に「協議会へ報告・提案すべき事項」を確認し、協議会へ報告・提案等を行います。

③ 各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点事業者は、協議会前に会長・副会長に報告し、協議会における論点整理を行います。

基幹相談支援センター、多機能拠点、市の受託事業者等は必要に応じて各部会に参画し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図ります。



3. 報酬等

- ①協議会：1回あたり 会長 9,500円 委員 9,000円（浦安市の非常勤特別職の基準）
- ②部会：1回あたり 委員 5,000円（報償）

※ただし、次に相当する場合は、報酬等の支払いの対象となりません。

- ・ 指定管理者、委託事業者、市内に本拠を置く社会福祉法人に所属する委員
- ・ 合同部会
- ・ 介助者及び意見聴取のために参加する方
- ・ プロジェクト会議

4. 代理出席

- ①協議会：代理の方の出席はできません。
- ②部会：事前に事務局に申請することにより、委員が所属する法人・団体等の会員又は職員が代理人として出席することができます。ただし、本人部会の公募委員を除きます。

5. 会議と議事録の公開

- ①協議会：協議会の会議と議事録は原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないこととします。
- ②部会：部会の会議は原則公開とします。ただし、個人情報等に関する事項を審議する場合及び審議に際し個人情報等に触れる可能性がある場合は、会議の全部又は一部を公開しないこととします。なお、部会の議事録については議事要旨のみ公開します。

※議事録及び議事要旨には委員名を記載せず「法人名又は団体名」のみ表記します。

6. 事務局

浦安市 福祉部 障がい事業課

浦安市の課題と解決に向けて

1 本市の主な課題と解決に向けて

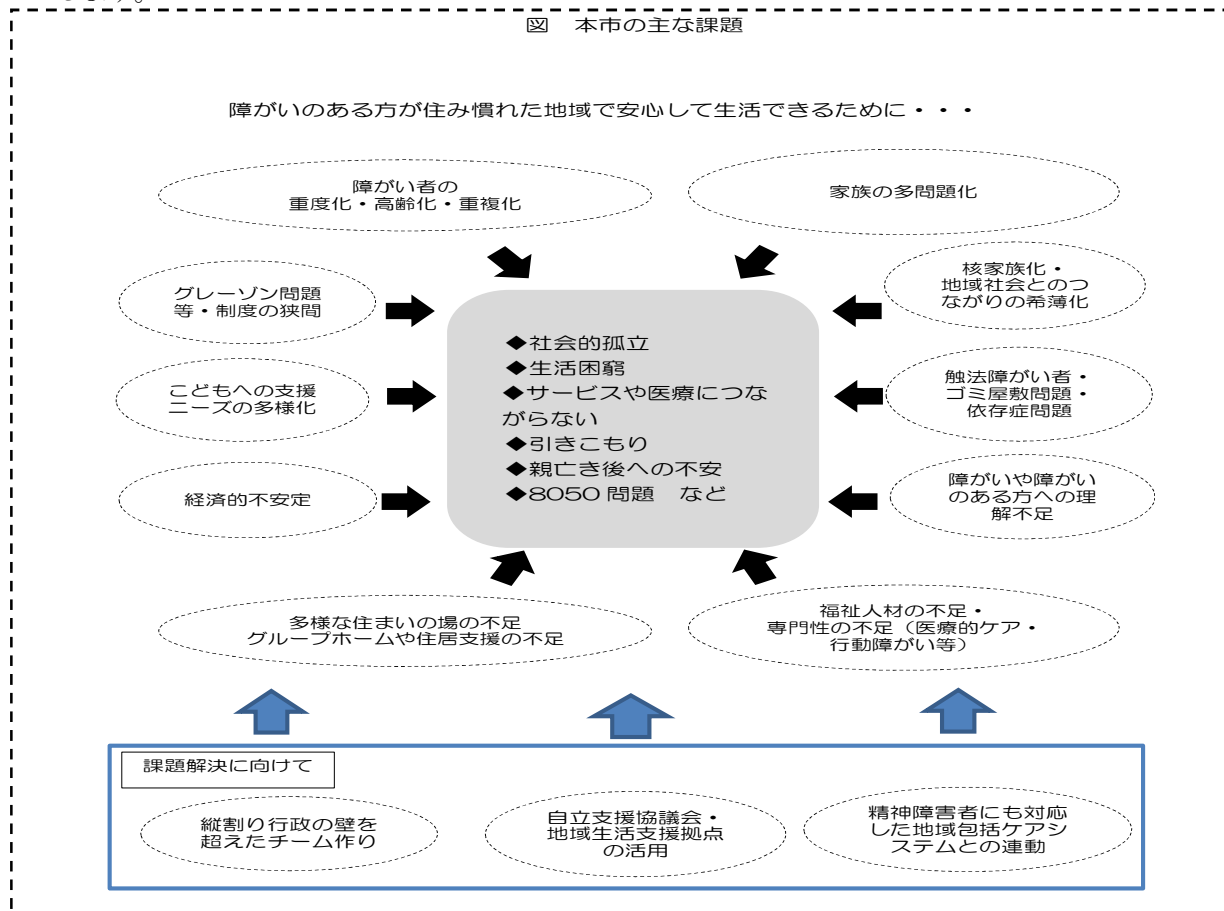
令和3年3月に策定した「浦安市障がい者福祉計画」において、本市の課題は以下のように考えています。

- ・現在、少子高齢化の進展や人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、障がい、介護、子育て、住まい、就労、孤立などの課題が世帯の中で複合・複雑化し、支援を必要とする方への支援が困難になるケースが顕著になってきました。
- ・また、地域の連帯感が薄れ、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足なども指摘され、地域などの生活領域における支え合いの基盤が弱まりつつあることも課題です。
- ・さらに、新型コロナウイルス感染症について、未だ終息が見えない状況の中、市の財政状況も極めて厳しい状況となっており、最小の経費で最大の効果を上げるよう、既存事業の見直しや、創意工夫による経費の一層の節減と市民サービスの更なる向上を図る必要があります。

2 課題解決に向けて

- ・このような中、令和3年（2021年）4月に、地域共生社会の実現のため「社会福祉法」の一部改正が施行され、地域における包括的相談支援体制の強化や、アウトリーチによる引きこもり対応の強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援など、重層的支援体制の整備などに取り組むこととされました。
- ・本市では課題解決に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に努めるとともに、協議会や地域生活支援拠点を活用、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムなど、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築にも取り組む必要があります。
- ・これらを受け、自立支援協議会及び各部会の目的、課題等については、現在市の課題として考えられている特定のテーマの解決を目的に、現状よりも具体的な課題の提示をし、検討することとします。

図 本市の主な課題



3 令和3年度・4年度自立支援協議会の改正点について

①自立支援協議会

- ・自立支援協議会では、現在の課題に加え、障がい者福祉計画の進捗について、地域生活支援拠点の運用について報告を受け評価と検証を行います。

②地域生活支援部会

- ・地域生活支援部会は2つの部会に分割し、就労関係に特化した就労支援部会を新たに設置します。地域生活支援部会では、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」を課題とし、システム構築のために、まずは「利用ニーズに応じた住まいの場について」を協議していきます。また、課題に「災害弱者支援体制の充実について」を追加し、災害時の支援体制について協議していきます。

③権利擁護部会

- ・権利擁護部会は、現在、全国的に課題となっている「8050問題」等の事例も交えて包括的・重層的な相談支援体制についての課題整理と対応、障がい者等の権利擁護に係る事項等について検討していきます。

④就労支援部会

- ・地域生活支援部会を分割し、就労関係に特化した就労支援部会を新たに設置します。就労支援部会では、「障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。」ことを目的に、「重度障がいのある方の就労について」、「障がい者の就労の場の拡大について」を課題とします。

⑤こども部会

- ・こども部会では、「教育と福祉の連携について」で主にサポートファイルのあり方と活用策についての検討しながら、連携について話し合いを行います。また「発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について」では、従来、支援の対象とされてきた障がい児に加え、不登校や引きこもり、発達障がいの疑いのある児童などを事例とした発達に心配のある児童に対する支援について検討します。また、18歳移行期の課題を洗い出し、必要に応じて就労支援部会や地域生活支援部会との連携を図ります。

⑥相談支援部会の廃止について

相談支援部会は、基幹相談支援センターが実施する実務者会議等に機能を移し、基幹相談支援センターを中心に相談支援機関が把握した地域課題の整理を行い、協議会及び部会に報告を行うこととします。

⑦その他

- ・各部会は独自にアンケート調査や団体ヒアリング等も実施し、根拠を持った報告ができることを目指します。
- ・基幹相談支援センター、多機能拠点、市の委託事業者等は必要に応じて各部会に参画し、市の地域課題を把握するとともに、各事業における工夫や改善を図ります。
- ・各部会のリーダー、サブリーダー、基幹相談支援センター、多機能拠点は、協議会前に会長・副会長に報告し協議会における論点整理を行います。

（参考：新旧対照表）自立支援協議会の目的及び主な課題

（下線の部分が改正部分）

改正後 (令和3年度・4年度)		改正前 (令和2年度)	
1 自立支援協議会		1 自立支援協議会	
目的	主な課題	目的	主な課題
障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
	<u>障がい者福祉計画の進捗について</u>		基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価
	基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価		
	<u>地域生活支援拠点の検証及び評価</u>		
2 地域生活支援部会		2 地域生活支援部会	
目的	主な課題	目的	主な課題
障がい者の住居等に係る諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について	障がい者の就労・住居等地域生活全般に係る諸問題の解決に向けて協議を行うとともに障がい福祉サービス事業の充実を図る。	障がい者の就労に関する事項
	災害弱者支援体制の充実について		障がい者の住まい・地域定着に関する事項
			障がい者の地域での暮らし全般に関する事項
3 権利擁護部会		3 権利擁護部会	
目的	主な課題	目的	主な課題
障がい者の包括的な支援体制の構築と権利擁護について協議し、課題解決に向けた活動を行う。	8050 問題を事例とした包括的な支援体制について	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発・広報活動を行う。	障がい者の権利擁護に係る啓発・広報に関する事項
	障がい者等の権利擁護に係る事項等について		障がい者虐待防止に関する事項
			成年後見制度の普及に関する事項
			障がいを理由とする差別の解消に関する事項

（下線の部分が改正部分）

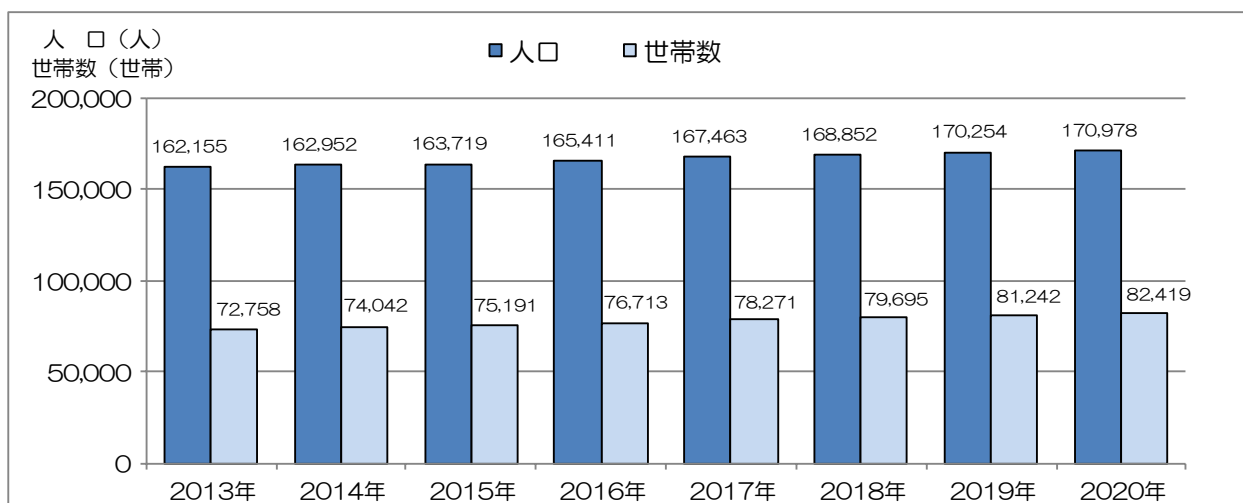
改 正 後 (令和3年度・4年度)	改 正 前 (令和2年度)												
(削除)	4 相談支援部会												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図る。</td> <td>サービス等利用計画等の質の向上に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談支援事業の充実に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主な課題	相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図る。	サービス等利用計画等の質の向上に関する事項		相談支援事業の充実に関する事項						
目的	主な課題												
相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図る。	サービス等利用計画等の質の向上に関する事項												
	相談支援事業の充実に関する事項												
4 就労支援部会	(新規)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。</td> <td>重度障がいのある方の就労について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障がい者の就労の場の拡大について</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主な課題	障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	重度障がいのある方の就労について		障がい者の就労の場の拡大について							
目的	主な課題												
障がい者が働く上での諸問題の解決に向けて協議し、課題解決に向けた活動を行う。	重度障がいのある方の就労について												
	障がい者の就労の場の拡大について												
5 こども部会	5 こども部会												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携について、課題解決に向けた活動を行う。</td> <td>教育と福祉の連携について</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主な課題	生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携について、課題解決に向けた活動を行う。	教育と福祉の連携について		発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図る。</td> <td>教育と福祉の連携に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談体制の充実に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主な課題	生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図る。	教育と福祉の連携に関する事項		相談体制の充実に関する事項
目的	主な課題												
生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携について、課題解決に向けた活動を行う。	教育と福祉の連携について												
	発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について												
目的	主な課題												
生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図る。	教育と福祉の連携に関する事項												
	相談体制の充実に関する事項												
6 本人部会	6 本人部会												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。</td> <td>情報交換に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域課題の提案に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主な課題	当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項		地域課題の提案に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">主な課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。</td> <td>情報交換に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域課題の提案に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主な課題	当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項		地域課題の提案に関する事項
目的	主な課題												
当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項												
	地域課題の提案に関する事項												
目的	主な課題												
当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項												
	地域課題の提案に関する事項												

(参考：総合計画・障がい者福祉計画より抜粋)

浦安市の障がい者等の状況について

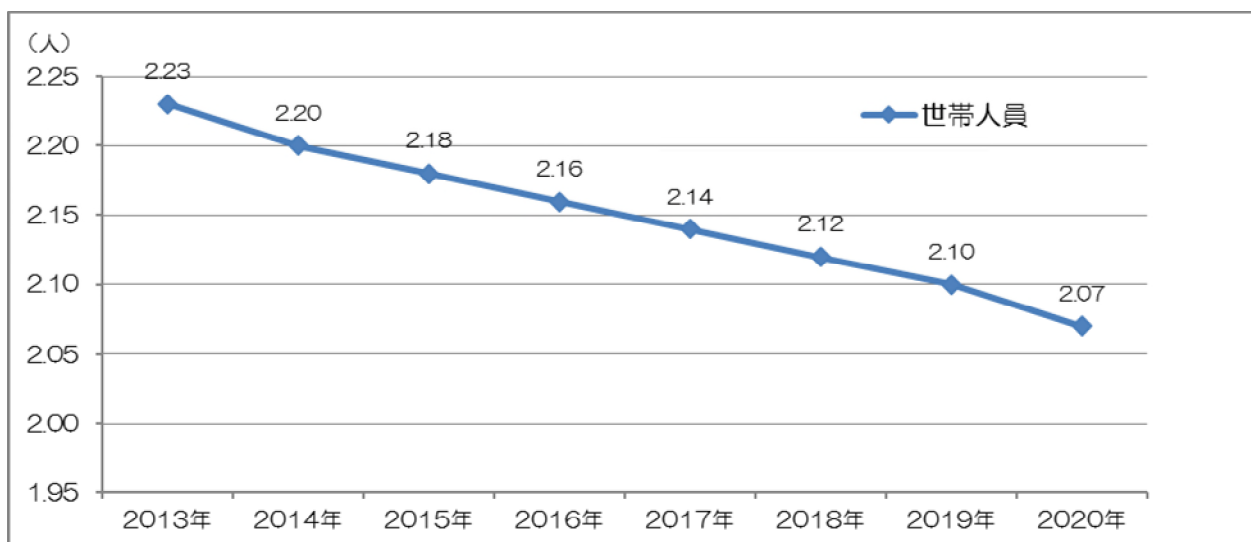
(1) 総人口の推移

令和2年(2020年)4月1日現在の人口は170,978人であり、平成25年(2013年)の162,155人と比べ微増(8,823人増)となっています。



(2) 世帯人員の推移

令和2年(2020年)4月1日現在の世帯人員は2.07人であり、平成25年(2013年)の2.23人と比べ減少(0.16人)となっています。



(3) 将来的な人口の見通し

(7) 将来的な人口の見通し

本市の人口は、平成23年(2011年)の震災の影響を受け、平成21年(2009年)から平成26年(2014年)に増加率がやや鈍化しましたが、平成26年(2014年)から平成31年(2019年)には再び増加基調となっています。平成31年(2019年)以降も大規模住宅開発計画があることなどを背景として増加を続けます。

しかし、令和16年(2034年)の17万9千人をピークとして、それ以降は減少に転じます。50年後の令和51年(2069年)の人口は15万3千人と、平成21年(2009年)よりも減少します(令和16年(2034年)のピーク時比▲2.7万人、▲14.9%)。

年齢3区分別に見ると、年少人口(0~14歳)は令和23年(2041年)、生産年齢人口(15~64歳)は令和7年(2025年)から減少基調となります。老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続けた後、令和32年(2050年)頃から横ばいで推移します。

◆浦安市の総人口、年齢3区分別人口の推移

	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)	令和36年 (2054年)	令和41年 (2059年)	令和46年 (2064年)	令和51年 (2069年)
総数	159,157	162,905	170,188	177,298	178,955	179,217	178,468	176,698	173,890	170,030	164,776	158,463	152,513
増減数	14,164	3,748	7,283	7,110	1,657	262	▲749	▲1,770	▲2,808	▲3,859	▲5,254	▲6,313	▲5,950
増減率	9.8	2.4	4.5	4.2	0.9	0.1	▲0.4	▲1.0	▲1.6	▲2.2	▲3.1	▲3.8	▲3.8

	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)	令和36年 (2054年)	令和41年 (2059年)	令和46年 (2064年)	令和51年 (2069年)
年少人口	26,331	24,739	22,681	21,788	21,432	22,155	23,082	22,844	20,729	17,962	16,128	15,571	15,842
生産年齢人口	114,895	114,205	118,285	123,055	121,138	114,644	106,496	101,323	98,786	97,403	94,679	88,454	81,568
老年人口	17,931	23,961	29,222	32,455	36,385	42,418	48,890	52,531	54,375	54,665	53,969	54,438	55,103

	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)	令和36年 (2054年)	令和41年 (2059年)	令和46年 (2064年)	令和51年 (2069年)
年少人口比率	16.5	15.2	13.3	12.3	12.0	12.4	12.9	12.9	11.9	10.6	9.8	9.8	10.4
生産年齢人口比率	72.2	70.1	69.5	69.4	67.7	64.0	59.7	57.3	56.8	57.3	57.5	55.8	53.5
老年人口比率	11.3	14.7	17.2	18.3	20.3	23.7	27.4	29.7	31.3	32.2	32.8	34.4	36.1

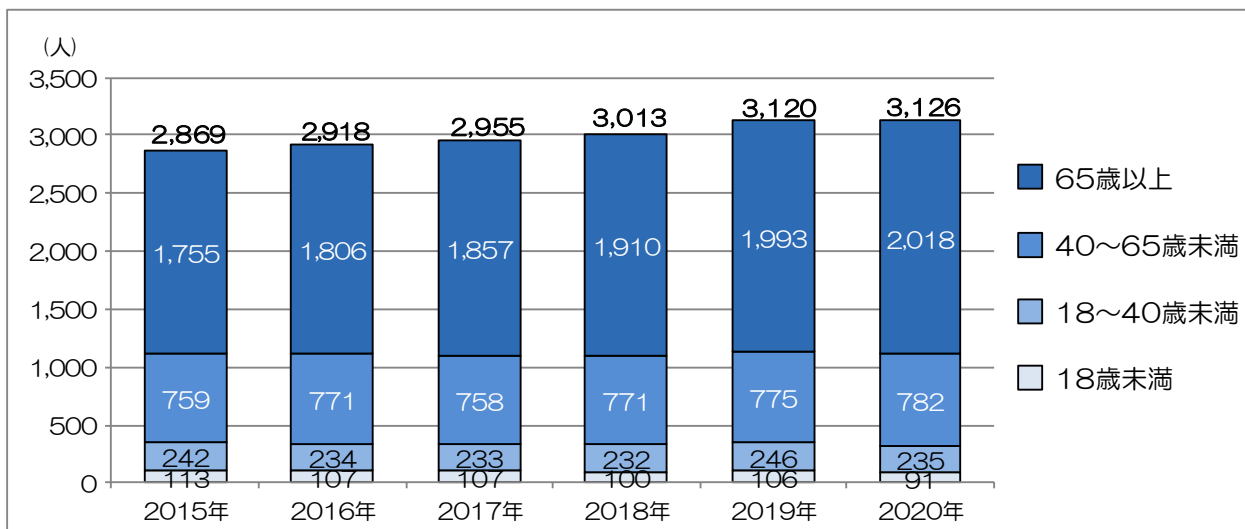


浦安市総合計画より

(4) 障がい者手帳所持者の推移

①身体障害者手帳(年齢別)所持者の推移

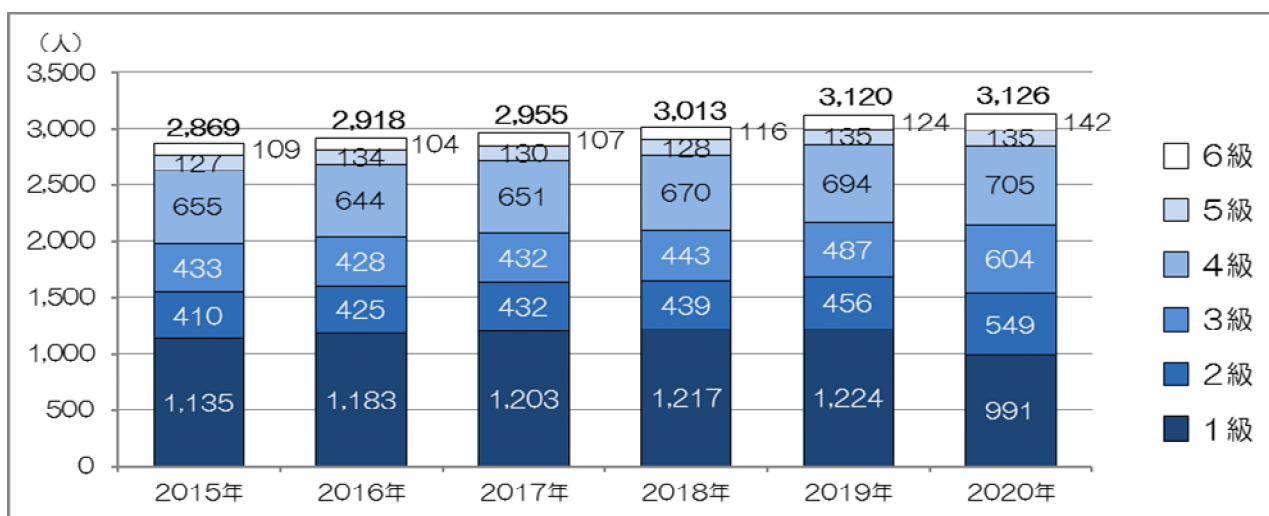
身体障害者手帳所持者については年々増加傾向にあり、特に65歳以上の高齢者については、令和2年(2020年)は2,018人であり、平成27年(2015年)の1,755人と比べ約1.1倍(263人増)となっています。



(各年3月31日現在)

②身体障害者手帳(等級別)所持者の推移

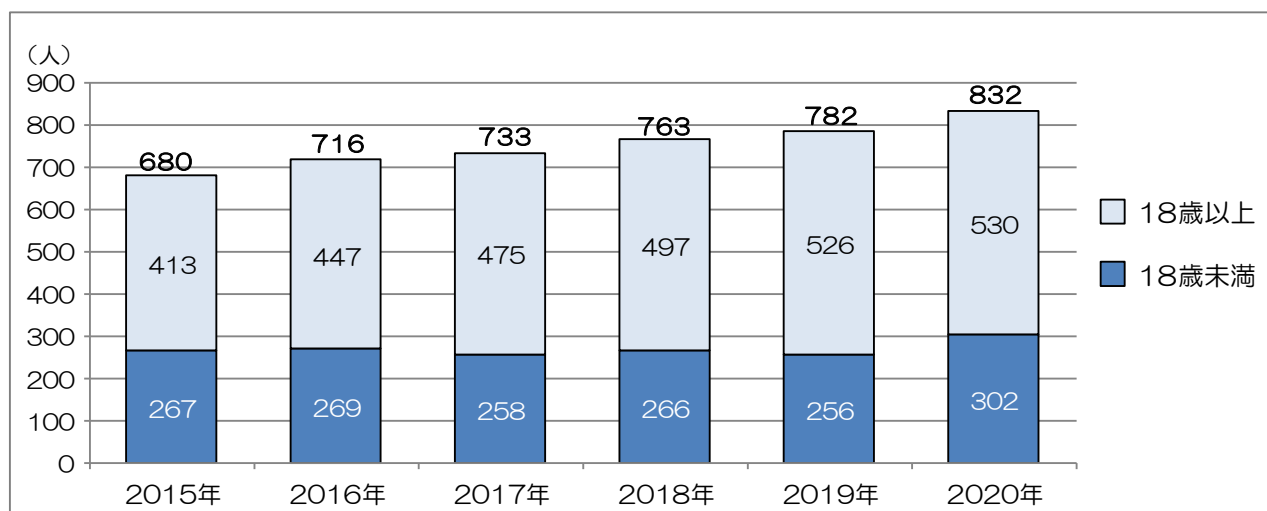
等級が3級の手帳所持者は、令和2年(2020年)は604人であり、平成27年(2015年)の433人と比べ約1.4倍(171人増)となっています。



(各年3月31日現在)

③療育手帳(年齢別)所持者数

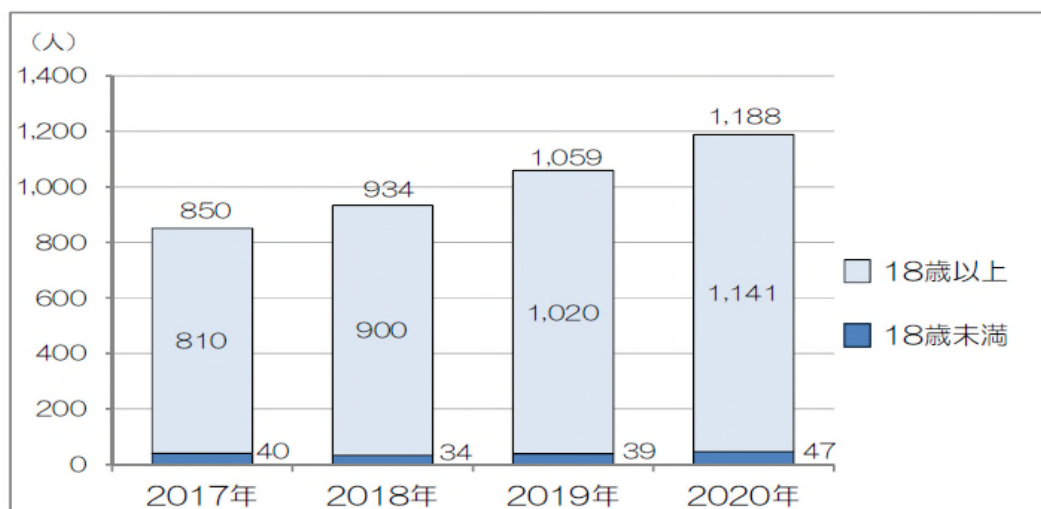
療育手帳所持者については年々増加傾向にあり、18歳以上の療育手帳所持者は、令和2年(2020年)は530人であり、平成27年(2015年)の413人と比べ約1.3倍(117人増)となっています。



(各年3月31日現在)

④精神障害者保健福祉手帳(年齢別)所持者数

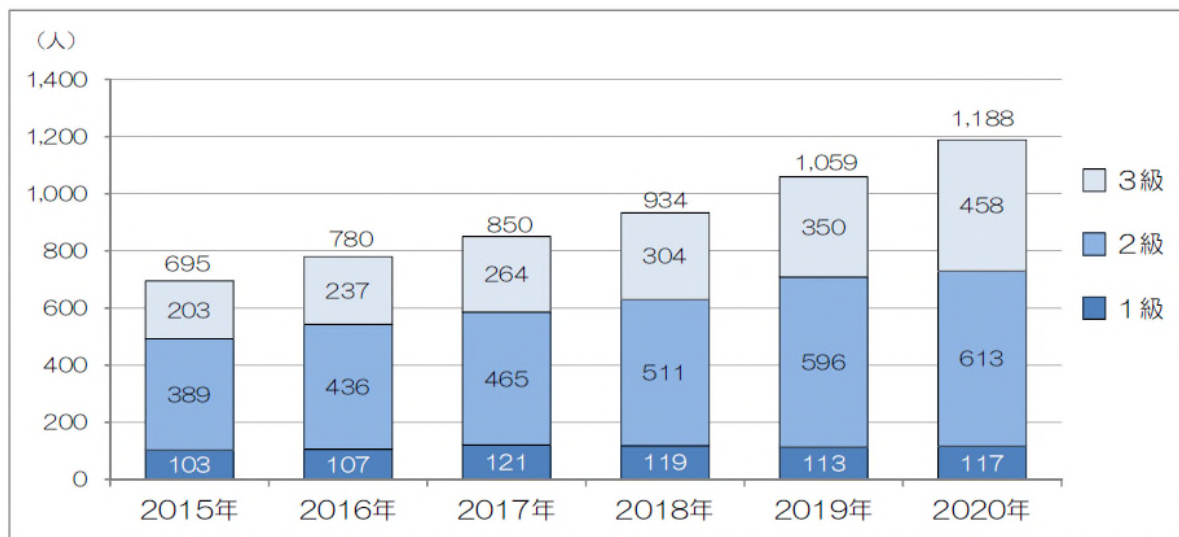
精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和2年(2020年)は1,141人であり、平成29年(2017年)の810人と比べると約1.4倍(331人増)となっています。



(各年3月31日現在)

⑤精神障害者保健福祉手帳(等級別)所持者の推移

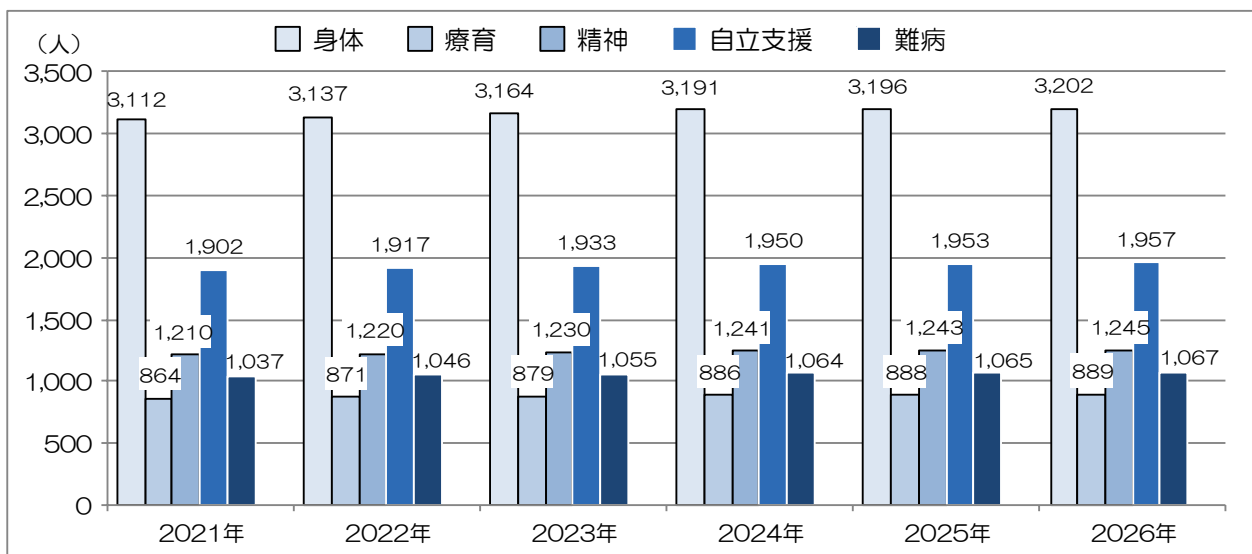
等級が3級の手帳所持者は、令和2年(2020年)は458人であり、平成27年(2015年)の203人と比べると約2.3倍(255人増)となっています。



(各年3月31日現在)

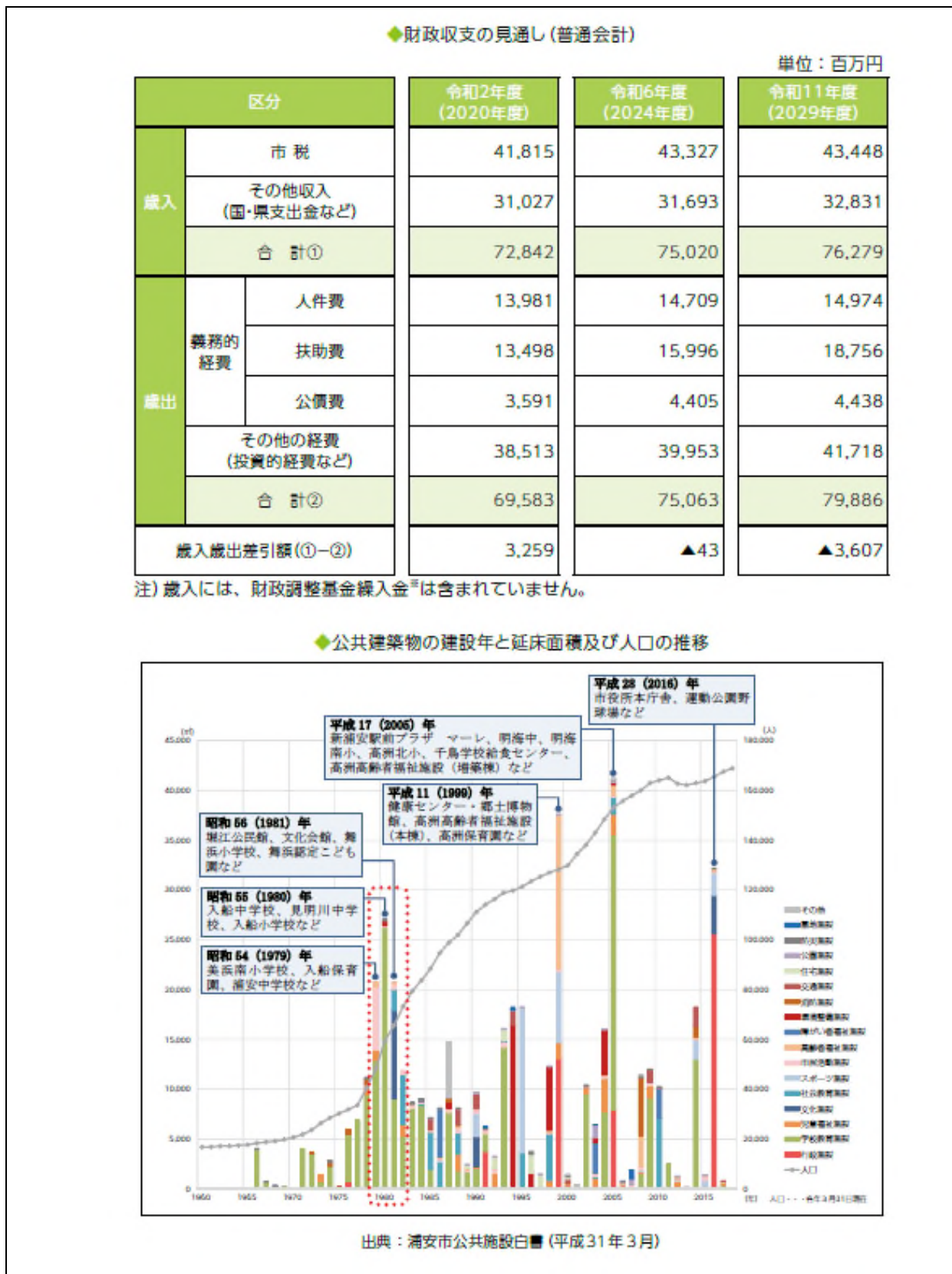
(5) 障がい者手帳所持者等の推計

高齢化の進展により、障がい者手帳所持者数は、今後は緩やかに増加していくものと思われます。身体障害者手帳所持者数については、令和8年(2026年)では3,202人になるものと見込まれます。



(各年3月31日現在)

(6) 財政収支の見通し



浦安市総合計画より

■令和2年度地域生活支援拠点事業実績（令和3年3月31日時点）

令和3年3月31日時点の地域生活支援拠点の事業実績について、以下のとおり報告します。

○登録事業所

登録事業所数	総数	内 訳								
		相談系	GH	短期入所	生活介護	就労系	自立訓練	訪問系	児童系	その他
	48	16	4	3	5	7	1	0	6	6
市内事業所数	182	18	7	6	7	18	3	48	28	47

（説明）令和3年報酬改定により、拠点に登録した訪問系サービス事業所が緊急対応を行った場合の加算が新設されました。

令和3年8月1日現在、53事業所となっています。引き続き、登録事業所の参加を呼び掛けていきます。

○「拠点会議」（令和2年11月1日～令和3年3月31日）

拠点会議 開催実績	総件数		主 催 内 訳			
			基幹相談支援センター主催		他支援機関主催	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
	2	3	1	1	1	2

（説明）拠点会議は、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、現在、関わっている支援機関だけではなく、地域生活支援拠点全体での支援体制を構築したい場合、当該支援機関（主に相談支援事業所）が関係機関を招集して会議を開催し、地域生活支援拠点全体での支援策を講ずることを目的とします。関係機関には、基幹相談支援センター、多機能拠点事業所（（福）佑啓会）、短期入所事業所、その他機関を想定しています。

- ・拠点会議を上手に活用していただくため、相談支援事業所へ活用事例、方法等の周知を行っていきます。

○緊急対応（令和2年11月1日～令和3年3月31日）

	総件数		内 訳			
			事前登録済		未登録	
	実人数	延件数	実人数	延件数	実人数	延件数
緊急駆け付け（緊急時支援事業）	3（身体3）	11（身体3）	3	11	0	0
緊急受け入れ（短期入所）	3	3	0	0	3	3

（説明）3/31現在の事前登録済みの方は合計27人です。（主たる障がい、身体障がい14人、知的障がい13人（前年度+10人）となっています。）

- ・検討事項：地域生活支援拠点の成果目標をどう考えていくか、ご意見をお願いします。
- ・実績として緊急対応、拠点会議の件数を報告していますが、件数が多いことは良いことではありません。緊急対応の必要性が少ないのか、潜在的に利用したい方はいるが周知が足りていないのかは、今後、分析していきます。

地域生活支援拠点等事業者登録（事前に市に登録すること）により算定が可能となる加算

（下線部が令和3年度報酬改定による改正）

加算名	サービス	単位	概要
地域生活支援拠点等 相談強化加算	指定特定（障害児）相談支援 事業所	700 単位／回 (月4回を限度)	相談支援事業所が、短期入所事業所への緊急時の 受入れの対応を行ったことを評価する加算。
地域体制強化共同 支援加算	指定特定（障害児）相談支援 事業所	2,000 単位／月 (月1回を限度)	特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所 含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等につ いての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に 向けて、情報共有等を行い、共同で対応している ことを評価する加算。
障害福祉サービス 体験利用支援加算	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 A、B 地域移行支援	+50 単位／日	拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サー ビスや、地域移行支援、施設入所支援に関する体 験利用の支援・受入れを評価する加算。
緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	+50 単位／回	緊急時の対応を行ったことを評価する加算。 緊急時対応加算に、更に+50 単位を上乗せする。
緊急時支援加算	自立生活援助 地域定着支援	+50 単位／回	緊急時の対応を行ったことを評価する加算。 緊急時支援加算に、更に+50 単位を上乗せする。
地域生活支援拠点登 録に係る加算	短期入所	100 単位 (利用を開始した日 に加算)	短期入所事業所が、緊急時の受入れ・対応を担っ ていることを評価する加算。

令和2年度 浦安市基幹相談支援センター運営事業 事業報告

1. 業務時間と職員体制

職員体制	窓口開設時間	相談対応時間	窓口開設時間外は 緊急携帯電話にて 対応
常勤4名 非常勤1名以上	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00	24時間 365日	

2. 相談支援事業

	実施内容（令和2年4月～令和3年3月）
実人数	287人（男性168人、女性106人、不明13人） ① 全体の42%が2020年度初めて基幹相談につながった方（全て基本相談支援） ② 2020年度末の計画相談支援利用者数は83名で、8名の方を地域の相談支援事業所へ移管。（新規契約者数0名） ③ 2019年度の対応実人数が284名にて微増 ④ 月間対応実人数（平均）は123名
延べ人数	21,842人
相談件数	30,168件
障がい種別割合 （実人数）	知的22% 精神19% 発達15% 難病7% 身体4.7% 身・知4% 高次脳2% 知・精2% 重心2% 身・精0.3% その他22% ① 知的障がいの方については7割が計画相談支援の利用者。3割が後方支援対象者と基本相談利用者（一般就労者、地域生活支援事業利用のみ、地域の相談支援事業者につないだ方等）。年齢層は10代～20代が最も多く、次いで30～40代、50から60代は1割程度となっている。 ② 精神障がいの方は1割が計画相談の利用者。9割は基本相談の方。年齢層は40代から60代の方が多く、8050世帯「50世代」の方も多い。 ③ 発達障がいの方は1割が計画相談支援利用者で児童の方が多い。9割が基本相談の方で、年齢層は10代から30代の方が最も多い。 ④ 難病、身体の方については半数が計画相談支援利用者で、残り半数が後方支援、基本相談から地域の相談支援事業者につないだ方。年齢層は、20、30代が4割、40～60代が4割。10代が2割程度。

<p>障がい種別割合 (延べ人数)</p>	<p>知的 24% 難病 18% 知・精 17% 精神 15% 重心 8% 発達 5% 身・知 3% 高次脳 3% 身体 2% 身・精 1% その他 4%</p>
<p>地域課題</p>	<p>【住まいの問題→パティオ通過型グループホーム後の暮らし構築】 日常的な介助、介護が必要な入居者（障がい種別は様々）の方の 住まいの確保。 ※単身生活への移行となれば、ヘルパーの確保が必要となる※</p> <p>【重心、身体、難病の方への支援領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー不足。特に女性ヘルパーの不足が深刻で、身体介護や医療的なケアを伴う方の担い手を見つけることが極めて難しい。重度訪問介護を利用して長時間ケアが必要な方においては、男性支援者を見つけることも困難ではあるが、女性介助者で夜勤対応可能なヘルパーを見つけることが極めて難しい。 ・住まいの不足（車いすや医療機器をおくスペース、バリアフリーな環境など、住居を見つけることが経済的に厳しい） <p>【精神障がいの方への支援領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに両親が他界している、もしくは要介護状態となっている高齢の保護者との暮らしで、キーパーソン不在状態となる前の成年後見制度の活用促進 ・医療中断、服薬中断による病状悪化→医療につなぐ入り口支援が必要（地道な支援が必要ですがマンパワー不足） ・精神疾患を抱える母たちへの子育て支援 ・知的、精神の重複の方、生育歴の困難性などで対人関係の構築が難しく、施設でも在宅でも生活維持が難しく精神科医療との連携と定期的な休息入院が必要である方を支える社会資源の乏しさ。 <p>【発達障がいの方への支援領域】 ※確定診断に至っていない方含む※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校でのいじめや孤立等への早期介入と支援の開始（学校でのつまずきが大きくな心の傷になり、二次障害が発生し回復に長期の支援を要することになる） ・不登校、引きこもり、孤立する若者たちとの関係性構築、医療につなぐため入り口支援が足りない（地道な支援が必要でマンパワー不足） <p>【知的障がいの方への支援領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動障がいがある方の通所先の確保（手厚い支援が必要な方への支援を事業所が受け入れるためには人的配置が必要となり、受け入れることが出来る利用者数にも限りがある） ・障がい重い人たちの住まいの不足（日常的な手厚い支援が必要な知的障がいの方の親なき後の住まいが足りない→8050問題） ・ヘルパーの不足。行動障がいがある方の外出や社会参加を支援する支援の担い手不足。
<p>相談形態</p>	<p>訪問 469件 来所 314件 同行 98件 電話 4254件 メール 511件 関係機関との連携 13837件 関係者会議 188件 その他 2171件</p>

対応時間	窓口開設時間内 19595 件 窓口開設時間外対応 2247 件（全体の10%） 【窓口開設時間外の対応内容】 ① 浦安警察からの支援要請、協力要請 ② 家族からの支援要請（障がいがある本人が定時になっても帰宅しない、8050世帯の高齢の保護者からの支援要請、離れて住む高齢の家族から障がい当事者の様子がおかしいとの支援要請） ③ きょうだいからの支援要請（高齢の親へ暴力をふるったようだ。安否確認をしてほしい等） ④ 単身生活をおくっている知的障がい等のある方からの発熱や体調不良に関する電話 ⑤ ご近所、民生委員さんが見守り支援をしている当事者の方についての相談 ⑥ 地域包括支援センターとの連携事案など
------	---

2-1 地域の相談支援事業所への後方支援（困難ケース・ピアスーパービジョン）

	実施内容（令和2年4月～令和3年3月）
実人数	26人（男性 16人、女性 7人、不明 3人）
延べ人数	277人
相談件数	310件
支援内容	① 困難ケースにおける協働（サービス担当者会議参加、支援方針決定のための事例検討実施、アセスメント協働） ② 社会資源の情報提供（福祉サービスに限らず） ③ 住まい探し ④ 年金申請の援助について ⑤ アセスメントの視点、見立ての助言、提示

2-2 権利擁護・虐待の防止

実施内容	対象者	
成年後見制度利用支援事業（相談等）の実施及び障がい者等に対する虐待を防止するための取組み	38名	年間通じた個別ケースにて支援

2-3 住居入居等支援事業(居住サポート事業)

実施内容	対象者	
24時間支援 緊急対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整	7名	年間通じた個別ケースにて支援
居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整、利用者の生活課題に応じ関係機関から必要な支援を受けられるよう調整	18名	

3. 基幹相談支援センターに係る事業

3-1 総合的・専門的な相談支援

① ワンストップ相談窓口としての機能を持たせ、既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている、あるいは福祉による支援に繋がっていないなど、支援困難な障がい児・者等への総合的・専門的な相談支援の実施。	
② 夜間・休日の対応を含め、24時間365日体制とする。	
③ 相談ミーティング開催（事例検討、スーパービジョン）	26回

3-2 地域の相談支援体制の強化と取組み

①地域の相談支援事業者の人材育成の支援

実施内容	講師	対象者	実施月、回数	参加人数
グループスーパービジョン	武蔵野大学教授 岩本 操氏	相談支援専門員 及び相談員	7, 9, 10, 11, 1, 2月 に開催 合計6回	のべ91名
相談援助スキル面の課題	① 関係性構築スキル（精神、発達障害） ② 医療機関との連携（高次脳、難病、医療的なケアが必要な方） ③ 客観性の担保（一人職場、少人数職場においてどうしても相談支援専門員の価値基準が優位になってしまう）			

※コロナウイルス感染拡大のため、講演会「誰でもない、自分のことは自分で決める～障がいのある人の自立生活と意思決定支援～」の開催中止。グループスーパービジョンでは、リモート開催を実施。

②関係機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化及び年2回以上の連携会議を実施（※連携会議はコロナウイルス感染予防のため定員の半分を上限として開催）

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
連携会議	和洋女子大学 高木憲司氏	相談支援事業者・ 民生委員・身体/知的 障害者相談員・ 各種相談機関等職員	9月23日	31名
			12月23日	26名
相談支援実務者会議	—	相談支援実務に携 わっている相談支 援専門員及び行政 職員	8月31日	19名
			10月29日	17名
			12月21日	16名
			3月15日	16名

③ 専門的技術を有する者（医師、弁護士）を必要に応じて確保し、地域の相談事業の支援体制を図る

※基幹相談支援センターでは、嘱託医（精神科医）1名・弁護士1名を配置。

実施内容	講師	対象者	実施回数
嘱託医による相談、高い専門性が求められる困難・多問題ケースについて、よりよい支援を提供するために助言・指導を受ける	精神科医 山科 満氏	相談員他	6回開催

実施内容	講師	対象者	実施日	参加人数
公開事例検討会 「利用者さんは、どんな人？ 事例を元に見立力を高めよう」	精神科医 山科 満氏	医療・教育・福祉 分野の対人援助に 関わる支援者	7月30日	26名

（※コロナウイルス感染予防のため定員の半分を上限として開催）

④浦安市自立支援協議会・浦安市障がい者福祉計画策定委員会への参加

内 容	参加回数
第2回浦安市自立支援協議会にて、令和元年度度基幹相談支援センターの実績について報告。	自立支援協議会 5回 （※書面開催含む）
相談支援部会にリーダーとして参加。作業部会にて、多様な架空事例を用いて、社会資源とつながるための初動（連携）事例集作成のための作業チーム会議開催。	相談支援部会 3回 作業チーム会議 4回
浦安市障がい者福祉計画作成委員会に委員として参加。	策定委員会 5回 （※書面開催含む）

